

---

# 活力ある農業・農村の実現を！

令和5年度

ー農業構造政策推進ハンドブックー

---

---

令和5年7月

青森県農林水産部

---

# 目 次

I	令和5年度農業構造政策関連事業体系 . . . . .	1
	(目的別による分類)	
II	事業の概要 . . . . .	8
	1 地域を変えるための切り口	
	2 6次産業化の推進	
	3 担い手の育成	
	4 農地の利用集積	
	5 生産基盤の整備	
	6 機械・施設の整備	
	7 融資制度	
III	参考	
	1 課及び地域県民局ごとの掲載事業一覧 . . . . .	99
	2 農林水産部の出先機関一覧及び組織図 . . . . .	102

本ハンドブックは「攻めの農林水産業」の取組を推進するための令和5年度の施策を目的ごとに類別・体系化し、その概要を紹介したものです。

# I 令和5年度農業構造政策関連事業体系 (目的別による分類)

1 地域を変えるための切り口

農業構造政策を進めるための体制整備や計画を策定したい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	16
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	18
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	畜産経営支援体制確立事業	県・継	畜産課	20
	畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	畜産課	21
	多面的機能支払交付金	国・継	農村整備課	22
	青森産品輸出基盤強化事業	県・継	国際経済課	23
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	24
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25
	中南型りんご高密度植わい化栽培導入推進事業	県・新	中南地域県民局	26
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28	
持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・新	上北地域県民局	29	
次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30	
上北の公共牧場を活用した広域飼料供給体制構築事業	県・継	上北地域県民局	31	
新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32	
下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33	
地域の課題把握のための意向調査等の活動をしたい	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・新	上北地域県民局	29
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	上北の公共牧場を活用した広域飼料供給体制構築事業	県・継	上北地域県民局	31
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	34
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	36	
中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37	
安全・安心な農産物を生産したい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	34
	女性起業課題解決・活躍促進支援事業	国・継	農林水産政策課	38
	有機農業等推進事業	国・継	食の安全・安心推進課	39
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	食の安全・安心推進課	40
	有機転換推進事業	国・新	食の安全・安心推進課	41
	「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業	国・継	食の安全・安心推進課	42
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	食の安全・安心推進課	43
	市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	食の安全・安心推進課	44
	農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	食の安全・安心推進課	45
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	46
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	三八にんにく産地ステップアップ事業	県・継	三八地域県民局	48
三八地域肉用子牛生産推進事業	県・継	三八地域県民局	49	

地域の活性化に 取り組みたい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	畜産課	21
	青森産品輸出基盤強化事業	県・継	国際経済課	23
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	24
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・新	上北地域県民局	29
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	有機農業等推進事業	国・継	食の安全・安心推進課	39
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	食の安全・安心推進課	40
	有機転換推進事業	国・新	食の安全・安心推進課	41
	草刈畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
農福の輪を広げる人財育成推進事業	国・継	農林水産政策課	50	
あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	51	
地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52	
森林を活かした中南部地域山村振興事業	県・継	中南部地域県民局	53	

中山間地域振興 を進めたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	36
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	有機農業等推進事業	国・継	食の安全・安心推進課	39
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	食の安全・安心推進課	40
	有機転換推進事業	国・新	食の安全・安心推進課	41
	「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業	国・継	食の安全・安心推進課	42
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	56
中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	57	

環境保全対策に 取り組みたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	有機農業等推進事業	国・継	食の安全・安心推進課	39
	グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	食の安全・安心推進課	40
	有機転換推進事業	国・新	食の安全・安心推進課	41
	「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業	国・継	食の安全・安心推進課	42
	環境保全型農業直接支払交付金	国・継	食の安全・安心推進課	43
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	56
	農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	58
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59

スマート農業に 取り組みたい	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	三八にんにく産地ステージアップ事業	県・継	三八地域県民局	48
	三八地域肉用子牛生産推進事業	県・継	三八地域県民局	49
「スマート農業」技術実装加速化推進事業	県・継	農林水産政策課	60	

その他地域を変 えていくための 取組をしたい	農福の輪を広げる人財育成推進事業	国・継	農林水産政策課	50
	農業集落排水事業	国・県・継	農村整備課	58
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59
	「青森県向けの農林水産業賞」表彰事業	県・継	農林水産政策課	61
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	施設園芸セーフティネット構築事業	国・継	農産園芸課	64
	水田活用の直接支払交付金【産地交付金】	国・継	農産園芸課	65
特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	66	

2 6次産業化の推進

農産物の加工や販売促進したい	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	青森産品輸出基盤強化事業	県・継	国際経済課	23
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	24
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	農林水産政策課	34
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	51
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	国・継	団体経営改善課	55
	アフターコロナに対応した青森産品販路拡大事業のうち「青森の正直」Web商談会	国・継	総合販売戦略課	67
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	総合販売戦略課	68
	トップブランド商品創出事業	県・継	総合販売戦略課	69
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	団体経営改善課	70
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	71
地産地消を推進したい	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
	あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	総合販売戦略課	51
	「T S U G A R Uうるし」造成拡大推進事業	県・継	中北地域県民局	72
農家民泊やグリーン・ツーリズムに取り組みたい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	あおもり型農泊誘客拡大事業	県・継	構造政策課	73

3 担い手の育成

農業を始めたい	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12	
	産地生産基盤パワーアップ事業【畑作野菜】	国・継	農産園芸課	15	
	畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	畜産課	21	
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25	
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32	
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	46	
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52	
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	71	
	あおもり新農業人サポート事業のうち非農家出身者再チャレンジ支援事業及び青森県新規就農メンター制度	県・継	構造政策課	74	
	新規就農者育成総合対策事業	国・継	構造政策課	75	
	酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業	国・継	畜産課	76	
	三八新規就農者定着支援事業	県・継	三八地域県民局	77	
	農業に関する研修・訓練を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
		青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
		畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	畜産課	21
東青地域新規就農サポート強化事業		県・継	東青地域県民局	25	
持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業		県・新	上北地域県民局	29	
新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業		県・継	下北地域県民局	32	
下北の持続的水田農業構築事業		県・新	下北地域県民局	33	
「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業		国・継	食の安全・安心推進課	42	
あおもり食品産業強化サポート事業		県・継	総合販売戦略課	51	
農業改良資金		国・継	団体経営改善課	54	
農業近代化資金		国・継	団体経営改善課	55	
新規就農者育成総合対策事業		国・継	構造政策課	75	
酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業		国・継	畜産課	76	
三八新規就農者定着支援事業		県・継	三八地域県民局	77	
あおもり新農業人サポート事業のうち若手農業トップランナーの育成		県・継	構造政策課	78	

労働力を確保したい、就労条件を整備したい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	畜産課	21
	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・新	上北地域県民局	29
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	71
	酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業	国・継	畜産課	76
	農村地域のマルチワークモデル創出事業	県・継	構造政策課	79
農業分野における県外人材の受入体制づくり支援事業	県・新	構造政策課	80	

経営改善の指導を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	18
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	畜産経営支援体制確立事業	県・継	畜産課	20
	東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	東青地域県民局	25
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28
	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	下北地域県民局	32
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	団体経営改善課	70
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	71
	あおもり新農業人サポート事業のうち 非農家出身者再チャレンジ支援事業及び青森県新規就農メンター制度	県・継	構造政策課	74
	三八新規就農者定着支援事業	県・継	三八地域県民局	77
	あおもり新農業人サポート事業のうち 若手農業トップランナーの育成	県・継	構造政策課	78
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	82

農業経営を法人化した	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	構造政策課	71
	あおもり新農業人サポート事業のうち 若手農業トップランナーの育成	県・継	構造政策課	78

集落営農の組織化や法人化を進めたい	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52
中山間地域等直接支払交付金	国・継	農村整備課	57	

女性活動への支援を受けたい	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	農林水産政策課	35
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38

その他担い手の育成・確保への支援を受けたい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	多面的機能支払交付金	国・継	農村整備課	22
	青森産品輸出基盤強化事業	県・継	国際経済課	23
	輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	国際経済課	24
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47

4 農地の利用集積

農地を売りたい・買いたい、又は貸したい・借りたい	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	83
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	84
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	85
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89	
農作業を受託・委託したい	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	83
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	85
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89
農地の規模拡大・集回化をしたい	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	西北地域県民局	27
	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	上北地域県民局	30
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	構造政策課	52
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	82
	機構集積協力金交付事業	国・継	構造政策課	83
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	84
	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	85
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87	
農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88	
農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89	
遊休農地を活用したい	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	農村整備課	36
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	農村整備課	56
	農地中間管理事業	国・継	構造政策課	84
果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	りんご果樹課	90	
農地に関する情報の収集・提供をしたい	経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	農村整備課	85

5 生産基盤の整備

ほ場を整備したい（樹園地の改良・改植、転作の団地化を含む）	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	果樹未収益期間支援事業	国・継	りんご果樹課	18
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域県民局	33
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	91

暗きよ排水や客土を施したい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	下北の持続的水田農業構築事業	県・新	下北地域課	33
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	91
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	92
農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	93	

用排水路を更 新・整備したい	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	92
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	93
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	農村整備課	94
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	農村整備課	95

その他農業の生 産基盤を整備し たい（農道整 備、圃地整備 等）	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	中山間地域総合整備事業	国・継	農村整備課	37
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	集落基盤整備事業	国・継	農村整備課	59
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	農村整備課	86
	畑地帯総合整備事業	国・継	農村整備課	87
	農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	農村整備課	88
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89
	農業基盤整備促進事業	国・継	農村整備課	92
	農業水利施設保全合理化事業	国・継	農村整備課	93
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	農村整備課	94
	基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	農村整備課	95
広域営農圃地農道整備事業	国・継	農村整備課	96	
通作条件整備事業	国・継	農村整備課	97	

## 6 機械・施設の整備

農業用施設・加 工用施設を建て たい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	農山漁村振興交付金	国・継	構造政策課	11
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	16
	果樹経営支援対策事業	国・継	りんご果樹課	17
	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	りんご果樹課	19
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	46
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	66
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	総合販売戦略課	68
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	82
	農地利用効率化等支援交付金	国・継	構造政策課	91
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	98

農業用機械を買いたい	強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	農林水産政策課	8
	6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	総合販売戦略課	9
	鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	食の安全・安心推進課	10
	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	構造政策課	12
	集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	構造政策課	13
	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	産地生産基盤パワーアップ事業〔収益性向上対策〕〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	16
	女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	農林水産政策課	38
	野菜等産地力強化支援事業	県・継	農産園芸課	46
	草地畜産基盤整備事業	国・継	畜産課	47
	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	りんご果樹課	66
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	総合販売戦略課	68
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	82
	農地利用効率化等支援助交付金	国・継	構造政策課	91
園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	98	

農業用機械・施設を借りたい	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	産地生産基盤パワーアップ事業〔収益性向上対策〕〔果樹〕	国・継	りんご果樹課	16
	有機農業等推進事業	国・継	食の安全・安心推進課	39
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89
園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	98	

スマート農機を買いたい・借りたい	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	西北地域県民局	28
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	農地利用効率化等支援助交付金	国・継	構造政策課	91
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	98

農業用施設を改修・活用したい	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	総合販売戦略課	68
	園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	農産園芸課	98

その他農業用施設等を整備したい	産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	農産園芸課	14
	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	農産園芸課	15
	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	農産園芸課	62
	麦・大豆生産技術向上事業	国・継	農産園芸課	63
	農地耕作条件改善事業	国・継	農村整備課	89

## 7 融資制度

融資を受けたい	農業改良資金	国・継	団体経営改善課	54
	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	団体経営改善課	70
	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	団体経営改善課	81
	経営体育成強化資金	国・継	団体経営改善課	82

利子補給を受けたい	農業近代化資金	県・継	団体経営改善課	55
-----------	---------	-----	---------	----

## Ⅱ 事業の概要

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	強い農業づくり等産地条件整備事業（国庫・継続） 【強い農業づくり総合支援交付金】				
アピールポイント	土地利用型作物・野菜・畑作物・果樹等の生産体制整備のための共同利用施設が整備できる。				
事業の趣旨	地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による産地の基幹施設（集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設など）の整備を支援し、産地の収益力強化を図る。	予算額(千円)	—		
		内訳	国	—	
			県	—	
			その他	—	
事業の内容等	1 産地基幹施設整備 (1) 農産物処理加工施設 (2) 集出荷貯蔵施設 (3) 生産技術高度化施設 等 《事業実施主体》 県、市町村、農協、営農集団 等	補助率	標準事業費		
		1/2 3/10	—		
【採択要件】 1 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間150日以上）が、5名以上であること。 2 成果目標の基準を満たしていること（ポイントとして反映）。 3 施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。 4 施設の整備の総事業費が、原則として5千万円以上であること。 5 事業実施地区の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上であること。等					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 稲 50ha (中山間地域等 10ha)  麦 30ha ( " 10ha)  大豆 20ha ( " 10ha) </td> <td style="width: 50%;"> 露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)  施設野菜 5ha ( " 3ha)  果樹 10ha ( " 10ha) </td> </tr> </table>				稲 50ha (中山間地域等 10ha) 麦 30ha ( " 10ha) 大豆 20ha ( " 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha) 施設野菜 5ha ( " 3ha) 果樹 10ha ( " 10ha)
稲 50ha (中山間地域等 10ha) 麦 30ha ( " 10ha) 大豆 20ha ( " 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha) 施設野菜 5ha ( " 3ha) 果樹 10ha ( " 10ha)				
実施期間	令和4年度～	担当	農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ (内線3232、直通017-734-9474)		

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 / 地産地消 施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 市町村 / 農協 / 法人

事業名		6次産業化ネットワーク活動事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策】		
アピールポイント		農林漁業者等が取り組む商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。		
事業の趣旨	農林漁業者が食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設等の整備等を支援する。	予算額(千円)	115,508	
		内訳	国	115,508
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 農山漁村発イノベーションサポート事業 青森県6次産業化サポートセンター（相談窓口）の設置とアドバイザー派遣（各種相談対応） 《事業実施主体》県</p> <p>2 農山漁村発イノベーション推進支援事業 （1）2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 業務用一次加工品等の製造・販売のために必要な調査・検討 （2）新商品開発・販路開拓の実施 試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、試食会の開催、商談会等への出展等 （3）直売所の売上げ向上に向けた多様な取組等 直売所の売上向上、イベントの実施、効率的集荷実証等 《事業実施主体》農林漁業者・団体、市町村等</p> <p>3 農山漁村発イノベーション等整備事業 6次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画の認定を受けた農林漁業者の組織する団体等が実施する農林水産物等の加工・流通・販売や、総合化事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産、食品等の加工・販売の取組において必要となる施設等の整備を支援（融資残補助） 《事業実施主体》農林漁業者の組織する団体等 《補助金上限額》100,000千円 ※BtoB、HACCP認証等の要件を満たした場合は200,000千円</p>	補助率	標準事業費	
		定額	—	
		1/2以内	上限額 500万円	
				3/10又は1/2 （中山間地ルネッサンス事業に係る地域別農業振興計画や、市町村戦略に基づく取組、計画認定から2年経過するまでに障害者の雇用が確実である場合）以内
<p>【主な採択要件（整備事業）】</p> <p>1 実施主体を含む3戸以上の農林漁業者が構成員又は出資者として構築している取組であること。</p> <p>2 本事業上記3の内容を実施する場合、扱う農林水産物を実施主体がおおむね50%以上生産を行う取組であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ （内線5021、直通017-734-9456）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保)
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他 (侵入防止柵)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】
-----	---

アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。
----------	--

事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額 (千円)	61,300	
		内訳	国	61,300
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 ソフト対策</p> <p>(1) 地域ぐるみの被害防止活動</p> <p>ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等</p> <p>イ サル・クマ・鳥類の複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>ウ 他地域の人材を活用した取組</p> <p>エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組)</p> <p>(2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備</p> <p>(3) ICT等新技術実証</p> <p>(4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動</p> <p>(5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援)</p> <p>(6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援)</p> <p>(7) 捕獲サポート体制の構築</p> <p>(8) 処理加工施設の人材育成</p> <p>(9) ICT活用による情報管理の効率化</p> <p>(10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲</p> <p>2 ハード対策</p> <p>(1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む)</p> <p>(2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備</p> <p>(3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成)</p> <p>②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員)</p>	補助率	標準事業費
		ソフト対策定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり))	ソフト対策定額補助の限度額は50万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり)
		ハード対策定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合は定額)	

【採択要件】

- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
- 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。等

【令和5年度実施計画等】 1 4 地域協議会

実施期間	平成28～令和5年度	担当	食の安全・安心推進課 安心推進グループ (内線5037、直通017-734-9352)
------	------------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
実施主体別		県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等

事業名	農山漁村振興交付金（国庫・継続）			
アピールポイント	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援する。			
事業の趣旨	農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	予算額(千円)	国直接採択	
		内訳	国	9,070,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(3) 山村活性化支援交付金 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化の取組を支援</p> <p>(4) 農山漁村発イノベーション対策 農山漁村の多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出する取組等を支援</p> <p>(5) 農山漁村発イノベーション対策のうち農泊推進型 観光コンテンツの開発や国内外へのプロモーション、古民家等を活用した滞在施設、体験施設の整備等を支援</p> <p>(6) 農山漁村発イノベーション対策のうち農福連携型 障害者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障害者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(7) 情報通信環境整備対策 農業農村インフラ管理や地域活性化等に必要の情報通信環境の整備を支援</p> <p>(8) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p>	補助率	標準事業費	
		定額 1/2等	※県経由	
【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等				
実施期間	平成28年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 地域協議会等 / 地域経営体等

事業名	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	農山漁村の経済社会を支えていく個別経営体や集落営農組織などの地域経営体の経営発展や、地域貢献に向けた取組を支援する。			
事業の趣旨	青森県型地域共生社会の実現に向け、地域経営体のレベルアップを図る取組を支援するとともに、「地域経営」の仕組みの確立に向けたモデル集落及びそれを伴走支援する中間支援組織の育成に取り組む。	予算額(千円)	64,827	
		内訳	国	—
			県	64,827
			その他	—
事業の内容等	<p>1 地域貢献型マネジメント定着事業 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 (1) 連携・協働の場づくり（必須） (2) 地域共生社会の実現に向けた体制づくり（必須） (3) 個別経営体及び組織経営体の育成 (4) 新規就農者の育成・確保 (5) 地域資源の発掘・活用 (6) 地域支援サービスの推進 (7) 地域コミュニティの再生・強化</p> <p>2 地域貢献型経営体レベルアップ推進事業 地域経営体等の地域貢献の取組及びそれに向けた経営発展の取組を支援 (1) 地域貢献の取組 新規就農支援、移住定住対策、コミュニティの活性化、生活支援サービス（育児支援、買物支援、高齢者見守り等）、教育・福祉活動（障がい者等の就労促進等）、地域資源・生産基盤・伝統文化の保全、環境保全活動、交流人口拡大等 (2) 経営力強化の取組 新作物・ICTの導入、雇用の拡大、販路開拓等</p> <p>3 中間支援組織支援型モデル集落育成事業 NPO等の伴走支援によるモデル集落の育成、集落支援マニュアルの作成、研修会の開催及び有識者によるサポート等 《事業実施主体》 1 地域協議会等      2 地域経営体等      3 県</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助限度額 2,000千円/ 地域	
		ソフト定額 ハード 1/2	補助限度額 通常分 ソフト 1,000千円 ハード 1,500千円  特認分 ソフト 2,000千円 ハード 2,500千円	
		<p>【採択要件】 1及び2については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。</p>		
実施期間	令和3～5年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 地域の活性化
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	機械購入
実施主体別		その他（集落営農組織）

事業名		集落営農活性化プロジェクト促進事業（国庫・継続） 【集落営農活性化プロジェクト促進事業】		
アピールポイント		集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。		
事業の趣旨	集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内 訳	国	10,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 ビジョンづくりへの支援 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援（支援期間：最長5年）</p> <p>2 具体的な取組の実行への支援 （1）取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長3年間） （2）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費 （3）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 （4）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 （5）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費</p> <p>《事業実施主体》 1及び2（1）～（4）：市町村、 2（5）：県、市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	補助限度額 1,000万円以内/集落営農組織 （予定）	
		定額	100万円 上限/年	
		定額 1/2以内 定額	25万円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 組織の定款又は規約を有すること。 2 共同販売経理を実施していること。 3 人・農地プランもしくは地域計画に位置付けられていること。 4 具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。</p>				
実施期間	令和4～8年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ （内線5063、直通017-734-9534）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 環境保全 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / 改良
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上に必要な農業機械等のリース導入等ができる。

事業の趣旨	収益力強化に計画的に取り組む稲作産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入や、生産基盤の次世代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	7,475	
		内訳	国	7,475
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 (1) 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした作業受託組織等での農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等  《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha ( " 10ha)	施設野菜 5ha ( " 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和5年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 新規就農 施設導入 / 機械購入 / リース / 改修 / その他
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / 任意団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕（国庫・継続） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	畑作物・野菜等の農業機械等のリース導入及び農業用ハウス等生産資材の導入、次代への継承に必要な農業用ハウス等の再整備・改修等ができる。

事業の趣旨	畑作・野菜等産地の収益力向上に向けた、販売額向上や生産コスト低減などの取組、新規就農者等への継承のためのハウス等の再整備・改修などの取組を支援する。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	10,000
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 リース方式等による農業機械等の導入 (施設園芸品目における省エネ機器の設置費も対象) 2 生産基盤強化対策 (1) 農業用ハウス等の再整備・改修 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 ※施設園芸エネルギー転換枠 ・省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 ・燃油使用料の15%以上の低減 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。 等

麦 30ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜 10ha (中山間地域等 5ha)
大豆 20ha ( " 10ha)	施設野菜 5ha ( " 3ha)

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)
------	------------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 施設導入 / 機械購入 / リース
	実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の共同利用施設及び農業機械等が導入できる。			
事業の趣旨	農業の国際力強化を目的に、地域一体となって生産・出荷コストの低減、販売額の向上などに計画的に取り組む産地に対し、必要な農業機械の導入及びリース導入や集出荷施設の整備等を総合的に支援する。	予算額(千円)	14,190	
		内訳	国	14,190
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 生産支援事業 農業機械等の導入やリース導入、生産資材の導入等  2 整備事業 集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設等  《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者等	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
【採択要件】 1 県が設定する基準を満たしていること。 2 整備事業に当っては、施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること（費用対効果において投資効率が1以上となること）。また、施設の規模に即した稼働期間と処理量等を確保することが確実と見込まれること。 3 農業機械等の導入にあつては、本体価格が50万円以上に限る。 4 事業実施地区の作付面積がおおむね50ha以上（中山間地域等は10ha以上）であること。 等 【令和5年度実施計画等】 農業機械等のリース導入				
実施期間	令和2年度～	担 当	【生産支援事業】 りんご果樹課 生産振興グループ （内線5094、直通017-734-9492）  【整備事業】 農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ （内線3232、直通017-734-9474）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名		果樹経営支援対策事業（国庫・継続）		
アピールポイント		果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。		
事業の趣旨	産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。  ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
その他	—			
事業の内容等	<p>1 整備事業</p> <p>(1) 優良品目・品種への改植・新植</p> <p>ア りんご普通樹、主要落葉果樹</p> <p>イ りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培</p> <p>ウ りんご超高密植（トールスピンドル）栽培</p> <p>エ その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）</p> <p>(2) 小規模園地整備（全ての果樹）</p> <p>園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設</p> <p>(3) 放任園地の発生防止対策（伐採、植林）</p> <p>ア りんご（わい化含む）</p> <p>イ その他</p> <p>(4) 用水・かん水施設の整備</p> <p>(5) 防災施設の整備</p> <p>防霜施設、防風施設の新設</p> <p>※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。</p> <p>2 推進事業</p> <p>ア 労働力調整システムの構築、園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、販路開拓・ブランド化の推進強化、輸出用果実の生産・流通体系の実証、省力技術活用等による生産技術体系構築</p> <p>イ 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会</p> <p>《支援対象者》</p> <p>果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	17(15)万円	
定額	33(32)万円			
定額	73(71)万円			
1/2				
1/2				
1/2				
定額	8万円			
1/2				
1/2				
1/2				
1/2				
定額	※事業費は10a当たり ※( )は新植の額			
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 受益面積が地続きで概ね2a以上であること。</p> <p>3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。</p> <p>4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</p>				
実施期間	令和2～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別	個人 / 任意団体	

事業名	果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	<p>果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（4年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 対象となる改植等について</p> <p>(1) 果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象</p> <p>(2) 改植・新植実施年の翌年から成園化までの4年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付</p> <p>《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	22万円/10a 〔5.5万円/10a×4年間〕	
<p>【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p>				
実施期間	令和2～6年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 / 農協 / 個人 / 任意団体

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。			
事業の趣旨	<p>需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。</p> <p>※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</p>	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 小規模園地整備 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設</p> <p>《事業実施主体》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p><b>【採択要件】</b></p> <p>1 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。</p> <p>2 実施面積が1か所当たり以下のとおりであること。 優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね2a以上 小規模園地整備：地続きでおおむね10a以上 (ただし、土層改良は地続きでおおむね2a以上)</p> <p>3 改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。</p> <p>4 防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</p>				
実施期間	令和4～5年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
実施主体別		県

事業名		畜産経営支援体制確立事業（県単・継続）		
アピールポイント		畜産経営体に対して、経営診断に基づく経営管理や生産技術の改善などの総合的な支援指導を行う。		
事業の趣旨	畜産経営体が自ら行う経営改善への取組と併せて、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導を行うほか、畜産関係情報をホームページで公開し、畜産経営体に対する総合的な経営支援指導を行う。	予算額(千円)	2,400	
		内訳	国	—
			県	2,400
			その他	—
事業の内容等	1 畜産経営体の総合支援指導 (1) 専門知識を有するチーム（以下、「専門家支援チーム」）が、経営診断分析に基づく経営管理・生産技術に係る指導を実施 (2) 高度化する畜産経営技術に対応するため、専門家支援チーム員が、畜産経営に係る研修会やセミナーに参加 2 畜産関係情報の提供 (1) 効率的に畜産経営体へ情報提供するため、ホームページで関連事業の概要やデータを公開	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成17年度～	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4817、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	畜産経営基盤の継承支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者と継承希望者のマッチング支援を行い、円滑な継承につなげる。 また、畜産業へ関心のある人財に対して就業体験を実施する。			
事業の趣旨	酪農及び肉用牛経営は、「高齢化・後継者不在」を理由に離農が進んでいる。一方、畜産は経営を開始するための初期投資が高額で新規参入のハードルが高いことから、新規就農希望者と経営継承希望者のマッチング支援を行う。 また、将来の畜産人財（学生やUIターン希望者など）に対し、畜産現場を体験する機会を提供し、担い手確保を図る。	予算額(千円)	5,697	
		内訳	国	
			県	5,697
			その他	—
事業の内容等	1 継承支援の体制整備 (1) 継承に係る情報の収集 ア 県における継承支援の先進地調査 (2) 体制の整備及び継承支援 ア 関係機関と連携した継承支援体制の整備 イ 就農フェア等における継承希望者の呼び込み ウ 継承希望者と移譲希望者のマッチング  2 本県畜産業の体験機会の提供 (1) 将来の畜産人財に対する現場見学研修の開催 小中学生及び高校生、県営農大学校生等、UIターン希望者向け研修 (2) インターンシップの実施 就農希望者に対するインターンシップの募集及び実施	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4815、直通017-734-9496)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 その他（担い手への支援）
実施主体別	地域協議会	

事業名	多面的機能支払交付金（国庫・継続）																						
アピールポイント	集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しする。																						
事業の趣旨	近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況にあり、また、水路、農道等の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあるため、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押しするため、地域活動に対して支援を行う。	予算額(千円)	2,076,782																				
		内訳	国	1,038,391																			
			県	519,197																			
			その他	519,194																			
事業の内容等	<p>1 農地維持支払</p> <p>(1) 対象者 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者で構成される活動組織</p> <p>(2) 支援対象 農地法面の草刈り、水路泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的保全活動 等</p> <p>2 資源向上支払</p> <p>(1) 対象者 地域住民を含む活動組織</p> <p>(2) 支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路、農道、ため池の軽微な補修</li> <li>・植栽による景観形成、ビオトープづくり</li> <li>・施設の長寿命化のための活動 等</li> </ul> <p>3 交付単価 (単位：円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>①農地維持支払</th> <th>②資源向上支払（共同活動）</th> <th>③資源向上支払（長寿命化）</th> <th>①、②及び③に取り組む場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田</td> <td>3,000</td> <td>2,400</td> <td>4,400</td> <td>9,200</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,000</td> <td>1,440</td> <td>2,000</td> <td>5,080</td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>250</td> <td>240</td> <td>400</td> <td>830</td> </tr> </tbody> </table>	地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合	田	3,000	2,400	4,400	9,200	畑	2,000	1,440	2,000	5,080	草地	250	240	400	830	補助率	標準事業費
		地目	①農地維持支払	②資源向上支払（共同活動）	③資源向上支払（長寿命化）	①、②及び③に取り組む場合																	
田	3,000	2,400	4,400	9,200																			
畑	2,000	1,440	2,000	5,080																			
草地	250	240	400	830																			
		国 1/2	—																				
		県 1/4																					
		市町村 1/4																					
<p>【採択要件】</p> <p>1 資源向上支払の対象農用地は、農振農用地区域であること。</p> <p>2 農地維持支払の対象農用地は、上記以外に地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。</p> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>交付対象農用地面積：44,428ha</p>																							
実施期間	平成26年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4884、直通017-734-9554)																				

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名	青森産品輸出基盤強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	輸出先のニーズや食品規制に対応した商品の創出に向け、商品のブラッシュアップや開発を支援する。			
事業の趣旨	海外市場のニーズやコロナ禍で変化したニーズに対応した商品（加工食品）の開発に取り組む県内中小企業向けに支援を行う。	予算額(千円)	10,000	
		内訳	国	—
			県	10,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 報償費 商品開発に必要と認められる外部アドバイザーや専門家に支払う謝金</p> <p>(2) 専門家旅費 必要と認められる外部アドバイザーや専門家から、開発商品への意見をもらう時など、打ち合わせのために招くときの旅費</p> <p>(3) 運搬費 本事業に必要な、運搬・宅配・郵送料等に要する経費</p> <p>(4) 原材料・消耗品費 試作品等、開発に必要な原材料及び消耗品の購入に関する経費</p> <p>(5) 委託費 試作品の製造、各種調査業務・検査・デザイン等について外部に注文する経費</p> <p>(6) 機器リース費 実験装置、測定機器、その他の設備・備品等のリースに要する経費</p> <p>《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	1,000千円	
<p>【採択要件】 基本的に、新規申請事業者を対象とする。</p>				
実施期間	令和4～7年度	担当	国際経済課 経済交流グループ (内線3755、直通017-734-9730)	

目的別	地域を変えるための切り口 6次産業化の推進 担い手の育成	体制整備等 / 地域の活性化 加工・販売促進 その他（販路開拓・拡大）
実施主体別	個人 / 任意団体 / 農協 / 中小企業 等	

事業名	輸出市場販路開拓・拡大支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	海外での市場開拓、販路拡大を目指す県内企業の取組を支援する。			
事業の趣旨	県内中小企業等が輸出等海外への事業進出を推進することにより、県内中小企業等の活性化を図る。	予算額(千円)	5,000	
		内訳	国	—
			県	5,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業メニュー</p> <p>(1) 海外見本市・商談会への出展事業 ブース借上げ・装飾費、通訳代、渡航費（1名のみ）、輸送費、機器レンタル代、光熱水費、メール翻訳代（商談後2回以内）、代理人費用（主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施など）</p> <p>(2) 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業 ホームページ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費、撮影費、編集費</p> <p>(3) 海外向け商品パッケージデザイン作成事業 パッケージ作成費、企画・デザイン料、翻訳代、印刷費</p> <p>(4) 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業 申請・出願手数料、代理人費用、翻訳代、先行調査費</p> <p>(5) 海外向けインターネットショップ出店事業 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）</p> <p>(6) 県産品輸出以外の海外ビジネス展開 渡航費、アドバイザー等の活用経費、通訳代、翻訳代、輸送、広報費、手数料</p> <p>《事業実施主体》 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの 等</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	500千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 (1)及び(6)については、別途要件あり。</p> <p>2 (2)～(6)について補助を受ける場合は、令和5年度に海外見本市・商談会に出展予定又は過去3年度以内に出展したことがあること。</p>				
実施期間	平成26～令和5年度	担当	国際経済課 経済交流グループ (内線3751、直通017-734-9730)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	東青地域新規就農サポート強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者が農業を生業として地域に定着できるよう、経営者として必要な知識の早期習得と東青地域の主要品目を主体とした所得確保に向け、支援を強化する。			
事業の趣旨	東青地域では、最近10年間で農業経営体数の減少や高齢化が進行しており、新規就農者は貴重な担い手として期待されている。しかし、非農家出身者が多く、生産基盤の脆弱さに加え、農業経営の知識が乏しく、農業所得が低い。このため、支援体制を強化し、栽培技術や経営管理能力向上のための支援を行い、所得向上を図る。	予算額(千円)	3,120	
		内訳	国	—
			県	3,120
			その他	—
事業の内容等	1 就農希望者の資質向上と支援体制の強化 (1) 就農希望者の資質向上 ア 農業経営、営農計画等に関するセミナーの開催 (2) 就農支援のための体制強化 ア 東青地域新規就農者支援会議の開催 イ 研修受入農家などへのコーチング等の研修実施 ウ 就農支援の先進地事例調査の実施  2 新規就農者のスキルアップ (1) 栽培技術・経営管理能力向上のための支援 ア 東青版「新規就農者向け営農指南書」の作成 イ 新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催 ウ 新規就農者自らが企画立案した先進地調査への支援と調査結果の報告 (2) 販売能力向上のための支援 ア 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施  《事業実施主体》 県（東青地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和5年度実施計画等】 1 就農希望者向けセミナーの開催 2 東青地域新規就農者支援会議の開催 3 研修受入農家などへの研修実施 4 就農支援の先進地事例調査の実施 5 東青版「新規就農者向け営農指南書」の内容検討 6 新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催 7 新規就農者による先進地事例調査への支援と調査結果報告会の開催 8 模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施				
実施期間	令和4～6年度	担当	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通017-734-9990)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
実施主体別	県	

事業名	中南型りんご高密度植わい化栽培導入推進事業（県単・新規）			
アピールポイント	りんご産地の労働力不足に対応した高密度植わい化栽培の支援体制を強化するとともに、栽培技術や苗木の早期供給に向けた実証等、高密度植わい化栽培の導入を推進する取組を行うことで、りんご生産量の維持を図る。			
事業の趣旨	<p>中南地域のりんご産地では、労働力不足解消の有効な手段として、早期多収で軽労化が図られる「高密度植わい化栽培」のニーズが急増しているが、栽培技術の未確立と苗木の供給不足が課題となっている。</p> <p>本事業では、「りんご高密度植わい化栽培推進協議会」を設置し、関係機関・団体の情報共有や支援体制の強化を図るほか、課題解決に向けたモデル園を設置し、栽培技術の確立による安定生産と苗木の早期供給を推進する。</p>	予算額(千円)	8,217	
		内訳	国	—
			県	8,217
			その他	—
事業の内容等	<p>1 中南地域高密度植わい化栽培推進協議会の設立</p> <p>(1) 高密度植わい化栽培の導入推進に向けた支援体制の構築</p> <p>(2) 国の事業を活用した高密度植わい化栽培の導入支援</p> <p>2 モデル園の設置による安定生産技術と苗木の早期供給に向けた技術の実証（りんご研究所1か所、現地6か所）</p> <p>(1) 2年生フェザー苗での安定生産技術の実証</p> <p>(2) 苗木の早期供給に向けた1年生苗での栽培実証</p> <p>3 安定生産技術等の早期普及に向けた研修会の開催</p> <p>(1) モデル園地を活用した技術研修会の開催</p> <p>(2) 先進地における情報収集</p> <p>(3) 優良事例集の作成・配布（R6）</p> <p>(4) 高密度植わい化栽培導入マニュアルの作成・配布（R7）</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>県（中南地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和5～7年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0172-33-2903)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / スマート農業 経営改善 規模拡大・集団化
実施主体別	県	

事業名	未来をつくる西北型水田農業強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	西北管内における労働力不足に対応した大規模稲作経営体へのスマート農業の普及を図るとともに、中小規模稲作経営体における水稲＋高収益作物の作付体系を普及することにより、生産性や収益性の高い西北型水田農業の確立を目指す。			
事業の趣旨	大規模稲作経営体への農地集積が一層進む中、労働力不足に対応したスマート農業への関心が高い。また、転作野菜での排水対策の効果が確認され、ブロッコリー等に取り組みたい農家が増加している。 このため、100ha規模の大規模稲作経営体育成に向けたスマート農業実践モデルの検証とその普及拡大のほか、米価下落に対応できる水稲＋高収益作物の複合経営の拡大を推進する。	予算額(千円)	3,007	
		内訳	国	—
			県	3,007
			その他	—
事業の内容等	1 西北型水田農業推進協議会の開催 (1) スマート農業と高収益作物導入に向けた戦略の策定  2 スマート農業の普及に向けた取組強化 (1) 大規模稲作経営体における一貫作業体系の実践モデルの検証 (2) 西北地域におけるスマート農業の普及拡大  3 水稲＋高収益作物複合経営の普及 (1) 高収益作物導入に向けた農業者グループの取組強化 (2) 高収益作物普及展示ほの設置  《事業実施主体》 県（西北地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和5年度実施計画等】 1 スマート農業と高収益作物導入のための戦略策定に向けた会議の開催 2 スマート農業普及展示ほを活用した現地実演会の開催 3 西北型水田農業スマート農業技術導入マニュアルの内容拡充 4 高収益作物の導入が可能となる作付体系の検討及び先進地調査の実施 5 高収益作物普及展示ほを活用した現地検討会の開催 6 高収益作物導入に向けた作付可能面積、収益性等の調査				
実施期間	令和3～5年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0173-34-2111、内線235)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 機械・施設の整備	調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / スマート農業 経営改善 スマート農機
実施主体別	県	

事業名	「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業 (県単・新規)			
アピールポイント	昨今のコロナ禍により既に普及し、定着したリモート技術を畜産分野でも積極的に活用することで、西北地域の抱える距離的、時間的なハンデを克服することが可能となる。			
事業の趣旨	西北地域での肉用牛生産を維持し拡大するため、リモート技術を活用した飼養管理の効率化と草地管理技術の高度化を図り、草地資源の有効活用による低コストな肉用牛生産体制の整備に取り組む。	予算額(千円)	2,260	
		内 訳	国	—
			県	2,260
			その他	—
事業の内容等	1 リモート技術の導入に向けた検討 (1) リモート技術導入検討会議 (2) 先進地調査の実施 (3) 現地実践研修会の開催  2 リモート技術の活用手法の実証 (1) 飼養管理情報共有化による効率化実証 (2) 公共牧場の草地管理技術の高度化実証  3 リモート技術の普及啓発 (1) 西北地域全体で活用できる「リモート技術活用マニュアル」作成  《事業実施主体》 県(西北地域県民局地域農林水産部)	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和5年度実施計画等】 1 リモート技術導入のための検討会議の開催 2 リモート技術の活用に向けた先進地調査の実施 3 リモート技術の活用に向けた現地実践研修会の開催 4 共同利用牛舎内カメラ設置による飼養管理情報の共有や獣医師への情報伝達 5 放牧地の画像診断による草地管理情報の共有や肥培管理技術指導				
実施期間	令和5～6年度	担当	西北地域県民局地域農林水産部 畜産課 (代表0173-72-6612)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化
	担い手の育成	研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別		県

事業名	持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業（県単・新規）			
アピールポイント	七戸町、東北町ではほ場整備事業を進めている「土場川地区」において高収益作物の導入拡大を図るため、研究会の開催や野菜作付け実証、スマート農業技術の研修会等により、水田農業の確立を目指す。			
事業の趣旨	<p>水稻、野菜、畜産などの複合経営が盛んな中部上北地域（七戸町、東北町）の土場川地区では、区画拡大や排水対策を実施した水田において、米価下落の影響を受けにくい高収益作物の導入が計画されているが、現在思うように進んでいない。</p> <p>このことから、高収益作物の導入拡大を進めていくため、地域の担い手農家や関係機関による研究会により、排水対策が整備された水田で作付けが可能な作物を見極めていくとともに、スマート農業技術の導入による労働力不足の解消や、泥炭性土壌で従来の工法が効かない超軟弱水田に対する改良工法を構築するなど、推進体制の整備を進め、持続可能な中部上北スタイルの水田農業の確立を目指す。</p>	予算額(千円)	4,159	
		内訳	国	—
			県	4,159
			その他	—
事業の内容等	<p>1 推進体制の整備 （1）中部上北地域水田農業研究会の開催 水田農業の高度化に向けた検討会</p> <p>2 排水対策を講じた水田への野菜作付け実証 （1）野菜作付けの実証 実証ほによるにんにく作付け実証</p> <p>3 スマート農業の導入等支援 （1）スマート農業に関する先進地研修 水田農業におけるスマート農業取組先進地 （2）研修会の開催 先進技術の紹介等 （3）土場川地区への用水管理システムの導入 自動水位調整ゲートの試験設置及び効果検証</p> <p>4 超軟弱地盤対策の検討 （1）実証ほによる試験施工の実施 超軟弱地盤対策工法の試験施工、有識者等による助言及び試験結果への考察、リーフレット作成・配布</p> <p>《事業実施主体》 県（上北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和5～7年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 農道ほ場整備課、農業普及振興室 （直通0176-23-5318、0176-23-4281）	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業
	担い手の育成	集落営農
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	県	

事業名	次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業（県単・新規）			
アピールポイント	上北管内の集落営農組織を活性化し、地域の農業を守るため、コアとなる集落営農組織の育成と横の連携を強化し、収益性改善に向けたモデル構築及び次世代の担い手を育成する。			
事業の趣旨	管内の集落営農組織は、構成員の高齢化や担い手不足により経営の強化が思うように進まなかったことに加え、大規模経営体への優良農地の移転が急激に進行し、米価下落と相まって収益が急速に悪化したことから、5年間で4組織が解散・休止している。 上北地域の集落営農組織が今後も維持し、地域農業の役割を果たしていくには、コアとなる集落営農組織の育成と集落営農組織間の横の連携強化、収益性改善に向けた取組及び次世代の担い手づくりの取組が必要である。	予算額(千円)	4,226	
		内訳	国	—
			県	4,226
			その他	—
事業の内容等	1 管内集落営農組織活性化協議会 (1) 管内組織のネットワーク形成 集落営農組織、農協、市町村、県民局等で構成する協議会を設置 (2) 先進事例調査 県外先進事例を調査 (3) 上北地域活性化セミナー 先進事例、実証結果の報告、有識者等による講演を内容とするセミナー開催 (4) 組織間の話し合いの活性化 複数の組織間での話し合いの活性化を図るため、ファシリテーター等の専門家を派遣  2 集落営農活性化に向けたチャレンジモデル実証 (1) 新たなチャレンジプランの実証 集落営農の活性化に向けた新たなチャレンジプランを公募し、作業性や収益性等の実証  3 次世代の担い手づくりの支援 (1) 法人化に向けた若手構成員の育成 組織の将来を担うリーダーを育成するために、若手構成員を対象としたセミナー開催 (2) 新たなオペレーターの確保 組織の新たなオペレーターの確保に向け、組織雇用者や新規就農者などを対象としたオペレーター育成講習会の開催	補助率	標準事業費	
		—	30万円 ／組織 年3組織	
実施期間	令和5～6年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (直通0176-23-4281)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等
実施主体別	県	

事業名	上北の公共牧場を活用した広域飼料供給体制構築事業（県単・継続）			
アピールポイント	公共牧場を活用した広域飼料供給体制（東北町、六ヶ所村中心）の構築により、上北地域の公共牧場の有効活用と酪農業における飼料不足の解消を図ることができる。			
事業の趣旨	<p>上北地域の公共牧場では、肉用牛の放牧頭数の減少を背景に、未利用草地が年々増加しており、平成17年と比較して、令和元年は約700ヘクタール増加している。</p> <p>酪農経営では、一頭当たりの生乳生産量の増加に伴い、必要とする飼料量が増加しており、また、酪農家の飼育規模拡大が進んだこともあり、経営内における飼料の必要量も増加している。</p> <p>これらのことから、公共牧場の未利用草地を飼料基盤として広域で有効活用するためのシステムを構築する。</p>	予算額(千円)	3,556	
		内訳	国	—
			県	3,556
			その他	—
事業の内容等	<p>1 公共牧場を活用した広域的な飼料供給体制の検討</p> <p>(1) 公共牧場実態調査 飼料基地として活用するため、管内公共牧場の草地の利用可能性を調査（R3実施済）</p> <p>(2) 広域飼料供給体制検討協議会の設立 公共牧場で生産した飼料の広域供給体制検討</p> <p>2 広域飼料供給体制の構築</p> <p>(1) 地理情報を活用した飼料生産システムの確立 飼料生産受託組織による、地理情報システムを活用した公共牧場における効率的な飼料生産の構築</p> <p>(2) 広域飼料供給体制の実証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 - (2) で検討した公共牧場を活用した広域飼料供給体制の実証</li> <li>・ 簡易草地更新による利用可能草地の拡大</li> </ul>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>東北町、六ヶ所村</p>				
実施期間	令和3～5年度	担当	上北地域県民局地域農林水産部 畜産課 (代表0176-22-8111、内線224)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / スマート農業
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（県単・継続）			
アピールポイント	下北地域の夏秋いちご産地を担う新規就農者に対し、各種研修等をとおして栽培技術力、経営管理能力、そして販売力の向上を図るとともに、農地の確保や就農後の営農相談受入などのサポート体制を整備する。			
事業の趣旨	新規就農者の増加により下北地域の夏秋いちごの作付面積は増加しているが、産地として継続して発展させていくため、新規就農者の技術力、経営力の強化を早期に図るとともに、市町村等と連携したサポート体制を整備する。 また、産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売等の実践をとおして販売力の強化を図る。	予算額(千円)	2,125	
		内訳	国	—
			県	2,125
			その他	—
事業の内容等	1 新規就農者のサポート体制の強化 (1) 新規就農者「農業力」強化推進会議の開催 市町村等と連携し、新規就農者の耕作に適した農地のリストアップや第三者承継等の取組を推進 (2) 経営力強化研修の開催 (3) 新規就農アドバイザー（農業経営士2名）による通年での相談活動の実施 (4) 非農家からの新規参入者も対象とした「しもきた新規就農ハンドブック」の作成・配布  2 新規就農者による「夏秋いちご」の産地力強化 (1) しもきた「夏秋いちご」レベルアップ研修会の開催 栽培技術、スマート農業、先進地視察等の研修の実施 (2) スマート農業試験展示ほの設置 ICT機器（自動施肥・かん水システム）を活用した施肥省力化技術の確立とマニュアルの作成・配布  3 新規就農者の販売力向上 (1) SNS等を活用した情報発信研修会等の開催 (2) 産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売の実践による販売力強化  《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和3～5年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 (代表0175-22-8581、内線232、288)	

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 /
	6次産業化の推進	スマート農業
	担い手の育成	地産地消
	生産基盤の整備	研修・訓練
実施主体別		ほ場整備 / 暗渠排水・客土
		県

事業名	下北の持続的水田農業構築事業（県単・新規）			
アピールポイント	下北地域の大豆生産の大部分を占める東通村内の2つの集落営農組織に対し、雑草対策や排水性の改善のほか、労働力不足への対応としてスマート農業への取組等を支援することにより、下北地域の大豆生産量の拡大を図る。			
事業の趣旨	<p>下北地域で作付けされている大豆の6割は、東通村の2つの集落営農組織により集約された転作ほ場において、飼料用稲・そばとのブロックローテーションで生産されている。しかし、雑草害、湿害、オペレーター不足等の要因により収量が低く推移している。</p> <p>このため、雑草防除や排水対策のほか、労働力不足改善に向けたスマート農業の導入等の取組を支援することで、2組織の大豆生産性を改善し、更に下北地域へ波及させることで、今後も継続して増加が見込まれる国内の大豆需要に対応した安定生産を目指す。</p>	予算額(千円)	995	
		内訳	国	—
			県	995
			その他	—
事業の内容等	<p>1 高収量生産技術の検証（農産園芸課の事業を活用）</p> <p>（1）新規除草剤と除草体系の検討</p> <p>（2）栽植株数、堆肥の施用効果、排水性改善技術等の検討</p> <p>2 検証技術の分析と対策の検討</p> <p>（1）各実証ほの結果を活用した水稻＋転作作物の安定生産の検討</p> <p>（2）新しい生産技術体系に対応した担い手対策の検討</p> <p>（3）農地中間管理機構関連農地整備事業等による基盤整備の必要性の検討</p> <p>3 オペレーターの確保・育成</p> <p>（1）県内外の大豆先進地事例調査（県外：宮城県、秋田県） （県内：平川市・田舎館、十和田市）</p> <p>（2）直進走行性トラクターの実演会や農業用マルチコプター（ドローン）の講習会等の開催</p> <p>《事業実施主体》 県（下北地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和5～7年度	担当	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 （代表0175-22-8581、内線288、232）	

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別		地方独立行政法人青森県産業技術センター / 農林漁業者 / 加工業者等

事業名		現場解決型「ドクター」派遣制度（その他・継続）							
アピールポイント		農林漁業者や加工業者等が抱えている課題について、産業技術センターの研究員を現場に派遣し、一緒になって解決に取り組む。							
事業の趣旨	農林漁業者や加工業者等から要請のあった課題を解決するため、産業技術センターの研究員が現地に出向いて解決策を取りまとめ、技術指導や助言等を行う。	予算額(千円)							
		内訳	国	—					
			県	—					
			その他	—					
事業の内容等	<p>1 手続</p> <p>(1) 課題を抱える農林漁業者や加工業者等が、産業技術センターの担当研究所に派遣研究要請書を提出</p> <p>(2) 担当研究所が研究員の派遣を決定し、農林漁業者や加工業者等へ通知</p> <p>(3) 研究員が現場に出向き、課題の解決策を農林漁業者等と一緒に考え、取りまとめ</p> <p>(4) 課題解決に向け、研究員が助言や技術指導</p> <p>2 費用負担</p> <p>取組に要する費用は、産業技術センターと要請した農林漁業者や加工業者等、各々の持ち出し</p> <p>&lt;例&gt;研究員の旅費や調査用試薬等…産業技術センター 試験するほ場の肥料、農薬等…要請した農林漁業者 加工品の試作に必要な原材料費等…要請した加工業者</p> <p>3 支援期間</p> <p>原則として1年以内</p> <p>4 支援内容と相談窓口</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">支援内容</th> <th style="width: 50%;">相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術</td> <td>農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所</td> </tr> <tr> <td>食品の加工技術</td> <td>食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所</td> </tr> </tbody> </table>	支援内容	相談窓口	水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所	食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所	補助率	標準事業費
		支援内容	相談窓口						
水稻、畑作、野菜、花き、果樹、畜産、林業・木材、きのこの生産技術	農林総合研究所、野菜研究所、りんご研究所、畜産研究所、林業研究所								
食品の加工技術	食品総合研究所、下北ブランド研究所、農産物加工研究所								
		—	—						
実施期間	平成21年度～	担当	農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ (内線4984、直通017-734-9474)						

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / 地産地消
	担い手の育成	女性活動支援
実施主体別		県

事業名		農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業（国庫・継続） 【消費・安全対策交付金】		
アピールポイント		本県郷土料理の魅力発信と農山漁村女性起業活動の技術、事業の継承を推進する。		
事業の趣旨	本県の郷土料理の魅力を県内外の幅広い世代へ情報発信するとともに、作り手である農山漁村女性の技術、事業の継承を推進する。 また、農山漁村女性の起業活動のノウハウを生かし、「食」に着目した地域課題解決活動のモデル実証に取り組む。	予算額(千円)	8,321	
		内訳	国	2,178
			県	6,143
			その他	—
事業の内容等	1 伝承すべき郷土料理、食文化の情報発信 (1) 本県郷土料理の整理 伝承すべき郷土料理をリストアップし、簡単レシピの考案、栄養面の評価を実施 (2) レシピ集の作成と動画配信による情報発信 (3) 農家レストランでの郷土料理スタンプラリーの実施 2 食文化・事業継承の推進 (1) ベテランから若手への技術伝承等研修会の実施 (2) 意向調査を基にしたマッチングの推進 3 地域共生社会につながる地域活動のモデル実証 郷土料理を中心とした高齢者への配食、こども園での給食提案など、食に着目して課題解決に取り組む地域活動のモデル実証 《委託先》 農業者グループ等（300千円×6件）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4989、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全対策事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、人材育成、施設や農地の利活用等の住民活動の活性化が図られる。			
事業の趣旨	土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮と、それらの施設を通じて行われる地域住民活動の活性化を図るため、活動を推進・支援する。	予算額(千円)	16,525	
		内訳	国	—
			県	16,525
			その他	—
事業の内容等	1 調査研究事業 地域住民が行う土地改良施設や農地の機能強化及び保全活動に関する基本的対策の作成及びこれに要する調査  2 研修事業 地域住民活動をリードする指導者を育成するための研修会への派遣等  3 推進事業 (1) 地域住民が行う保全活動等への支援 (2) 地域の未来を担う子供たちに、農村環境や農業用施設を保全することの重要性を学ばせるための体験学習会を支援 (3) 地域が行う清掃キャンペーン等への支援 (4) 地域住民が行う土地改良施設の維持・保全活動への支援  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 以下のいずれかに該当する市町村における活動で、支援を受ける活動が地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材が指導するものであること。 ①過疎法、山村振興法、半島振興法、又は特定農山村法の指定地域を含む市町村 ②市町村基金を設置している市町村 ※①又は②に該当する場合に、事業対象となる。 （藤崎町、おいらせ町、階上町を除く全市町村） 【令和5年度実施計画】 1 調査研究事業：なし 2 研修事業：全国研修会への派遣、県内研修会の開催等 3 推進事業：支援予定地区数31団体、運営委員会の開催、関係誌の購入配付、県主体啓発普及事業の実施等				
実施期間	平成5年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積 生産基盤の整備	調査等 / 中山間地域振興 遊休農地対策 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	中山間地域総合整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、中山間地域農業農村総合整備事業】			
アピールポイント	立地条件の悪い中山間地域において、多様なメニューに取り組むことができ、総合的に整備を行うことができる。			
事業の趣旨	過疎化や高齢化が進行している中山間地域において、立地条件に沿った農業生産基盤の整備や生産・販売施設等と定住を促進するための生活環境基盤の整備を総合的に実施し、農業・農村の活性化や新たな就業機会の創出などを図るとともに、国土・環境の保全等に資する。	予算額(千円)	926,565	
		内訳	国	502,700
			県	294,469
			その他	129,396
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化  2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 (20) その他施設  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 55.0%	—	
		県 32.0% ～ 27.5%		
【採択要件】 1 過疎法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法による指定を受けた市町村またはこれに準ずる市町村において、 ・農用地の主傾斜がおおむね1 / 100以上の面積が50%以上を占める地域であること。 ・林野率が50%以上を占める地域であること。 2 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域（中山間NN事業のみ） 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：9地区 2 関係市町村：三戸町他10町村				
実施期間	平成2年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進 / グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別		県 / 個人 / 任意団体

事業名		女性起業課題解決・活躍促進事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】		
アピールポイント		農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、女性起業が抱える課題の解消に向けた支援を行う。		
事業の趣旨	女性の視点を生かした起業活動を支援し、農山漁村女性の活躍を推進するとともに、次世代を担う女性起業家の育成と地域活動等の発展を図る。	予算額(千円)	3,192	
		内訳	国	451
			県	2,741
			その他	—
事業の内容等	<p>1 女性起業の促進</p> <p>(1) 実態調査 女性起業の実態・課題を把握するために、起業活動実態調査を実施</p> <p>(2) 基礎講座 食品衛生法、食品表示の改正など関連法規や技術習得のための基礎的な講座を開催（各県民局1回）</p> <p>(3) ステップアップ講座 事業拡大、技術向上のための専門的な講座を開催（年2地区）</p> <p>(4) 女性起業専用サイトの開設 県HP内に女性起業の専用ページを開設し、モデルとなる優良事例や補助事業等の支援策について紹介</p> <p>2 起業活動支援</p> <p>(1) 事業経費の補助 新規参入、経営力向上、高付加価値化を目指した事業や、加工技術の向上や継承につながる活動に必要な経費を補助《補助金上限額》1件当たり500千円以内</p> <p>(2) フォローアップ 補助事業活用者に対し、事後アンケート等で追跡調査を行い、課題解決や経営発展に向けた指導や助言を実施</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	個人・一団体当たり 1,000千円	
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業実施主体 県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。</p> <p>【令和5年度実施計画等】 未定</p>				
実施期間	令和5～7年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ (内線4990、直通017-734-9473)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 リース
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機農業等推進事業（国庫・継続） <b>【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4補正）          みどりの食料システム戦略推進交付金（R5当初）】</b>			
アピールポイント	市町村主導による有機農業の産地化に向けて、実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援			
事業の趣旨	地域ぐるみで有機農業の産地づくりを目指す市町村等が、有機農業実施計画の策定や、その実現に向けて生産から消費・流通までの一環した取組を行うことで、有機農業先進モデル地区の創出を図る。	予算額(千円)	9,000	
		内訳	国	9,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 有機農業実施計画の策定 (1) 有機農業実施計画策定に向けた検討会の開催等 (検討会の開催、専門家による指導、先進地視察等) (2) 有機農業実施計画の取組の実現性又は課題を検証するための試験的な取組の実施 (有機栽培の技術実証、団地化、学校給食利用、加工品製造等) (3) 有機農業実施計画策定の周知 (ホームページ、イベント等での情報発信) 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 1で策定した有機農業実施計画の実現に向けた取組の実施 (1) 検討会の開催 (2) 計画実現に向けた流通・加工関連や消費関連の取組の実施 (3) 課題解決に向けた調査等 (4) 有機農業実施計画の変更 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会	補助率	標準事業費	
		定額	上限事業費 (機械リースは1/2以内) 1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所あたり 1,000万円 2については800万円	
<b>【採択要件】</b> 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、当該計画の目標の達成が見込まれる内容となっていること。 2 事業で実施する各種の取組について、ホームページや広報誌、市町村が実施するイベント等の場を活用して広く普及させることにより、本事業の効果をさらに高めていることが示されていること。 3 事業実施主体となる市町村においては、「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」に加盟していること、又は加盟する予定があること。 <b>【令和5年度実施計画等】</b> 黒石市				
実施期間	令和4年度～	担当	食の安全・安心推進課 環境農業グループ (内線5039、直通017-734-9353)	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 リース
実施主体別	県 / 市町村 / 協議会	

事業名	グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R5当初）】			
アピールポイント	環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する技術を取り入れた栽培体系の実証に係る取組を支援			
事業の趣旨	産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れたグリーンな栽培体系への転換に向けた、各産地に適した技術の検証、栽培マニュアルの策定、情報発信などの取組を支援することで、技術の普及を図る。	予算額(千円)	R5当初分 3,000	
		内訳	国	R5当初分 3,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等の検証 2 技術実証のための検討会の開催、先進地視察 3 検証結果を踏まえた栽培マニュアルの策定 4 策定したマニュアル等の情報発信  《事業実施主体》 農業者、実需者、農薬メーカー、肥料メーカー、ICTベンダー、農機メーカー、JA、市町村、都道府県等により構成される協議会（都道府県普及組織が事業に参加する場合は県、市町村も対象）	補助率	標準事業費	
		定額	上限事業費 300万円 （有機農業に資する技術、複数の環境負荷軽減技術に取り組む場合は360万円）	
【採択要件】 1 環境にやさしい栽培技術と省力化に資する技術それぞれ一つ以上取り組むこと。 （環境にやさしい栽培技術） 化学農薬使用量又は化学肥料使用量が低減できる技術、水田からのメタン排出削減ができる技術、バイオ炭の施用、生分解性マルチの利用、プラスチック被覆肥料の代替技術等（省力化に資する技術） リモコン式除草機、抵抗性品種の導入、うね立て同時施肥技術などの作業負担軽減が見込まれる技術 2 協議会に都道府県普及組織及び農協又は農業者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体）が含まれること。				
実施期間	令和4年度～	担当	食の安全・安心推進課 環境農業グループ （内線5042、直通017-734-9353）	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全
実施主体別	市町村 / 協議会	

事業名	有機転換推進事業（国庫・新規） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4補正）】
-----	--

アピールポイント	新たに有機農業を開始する農業者に対して支援を行う。
----------	---------------------------

事業の趣旨	化学的に合成された肥料や農薬を使用する慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、持続的に有機農業を行うための取組の支援を行う。	予算額(千円)	1,818	
		内訳	国	1,818
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 有機農業への転換推進 新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援する。</p> <p>(1) 対象者 ア 有機農業に取り組む新規就農者 イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者 (将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)</p> <p>(2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地</p> <p>(3) 単価 2万円 / 10a以内</p> <p>2 推進事務 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。</p> <p>《事業実施主体》 市町村、協議会</p>	補助率	標準事業費
		定額	—
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業実施計画が、環境負荷低減に資するものであること。 2 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。</p> <p>【令和5年度実施計画等】 弘前市</p>			

実施期間	令和5年度	担当	食の安全・安心推進課 環境農業グループ (内線5039、直通017-734-9353)
------	-------	----	--

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練
実施主体別	県	

事業名	「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業（国庫・継続）			
アピールポイント	土壌の三要素（物理性・化学性・生物性）の診断（見える化）により、土づくりの課題解決と「環境にやさしい農業」の拡大に寄与する。			
事業の趣旨	農産物の高品質・安定生産と持続可能な農業の推進に向け、土壌の三要素の総合診断により、「土の見える化」に取り組む。	予算額(千円)	5,967	
		内訳	国	885
			県	5,082
			その他	—
事業の内容	<p>1 三要素の総合診断に基づく土づくりの推進 物理性（土のやわらかさ、透水性等）と化学性（養分バランス等）の改善のほか、生物性（有機物の分解、腐植の生成等）も加えた三要素の総合診断に基づいた土づくりの実践 （1）物理性・化学性・生物性調査（土壌状態の見える化） （2）課題解決型モデル実証ほ場の設置・現地検討会</p> <p>2 エコ農業の取組拡大 三要素の総合診断を取り入れてエコ農業を実践するほ場を「挑戦農場」として、より実践的な研修を実施するほか、市町村と連携したモデル実証ほを設置し、取組を拡大 （1）「挑戦農場」を核としたエコ農業チャレンジ塾の開催 （2）市町村と連携したエコ農業モデル実証ほの設置 （3）エコ農産物販売協力店の設置による販売促進</p> <p>3 高度な土づくりやエコ農業を指導できる人財の育成 （1）土壌の生物性評価に係る研修会、有機JAS検査員養成講習への派遣 （2）「挑戦農場」を活用した指導力の向上（OJT）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和4年度実施計画等】</p> <p>1（2）の課題解決型実証ほ設置：県内8箇所 2（1）の「挑戦農場」：県内6箇所、エコ農業チャレンジ塾塾生20名程度 3（2）の実証ほ：県内2箇所（津軽1、県南1）</p>				
実施期間	令和3～5年度	担当	食の安全・安心推進課 安心推進グループ （内線5041、直通017-734-9352） 環境農業グループ （内線5038、直通017-734-9353）	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全
実施主体別	法人 / 任意団体	

事業名	環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続）																										
アピールポイント	環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行う。																										
事業の趣旨	持続可能な農業生産に係る取組の実施のほか化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて、堆肥施用など地球温暖化防止（土壌中の炭素貯留）や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。	予算額(千円)	53,757																								
		内訳	国	35,838																							
			県	17,919																							
			その他	—																							
事業の内容等	<p>1 対象者 （1）農業者の組織する団体 （2）複数の農業者で構成される法人 等</p> <p>2 対象活動 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動</p> <p>3 交付単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象活動</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （ ）内は、合わせて、土壌分析と堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>12,000円 （上記2,000円加算） 3,000円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合</td> <td>4,400円（1,600円）</td> </tr> <tr> <td>カバークロップ</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合</td> <td>5,400円（3,200円）</td> </tr> <tr> <td>草生栽培</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>不耕起播種</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>長期中干し</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>秋耕</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>&lt;地域特認&gt; 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>&lt;取組拡大加算（R4新規）&gt; 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動</td> <td>4,000円 （新規取組面積あたり）</td> </tr> <tr> <td>&lt;取組拡大加算（R4新規）&gt; 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動</td> <td>4,000円 （新規取組面積あたり）</td> </tr> </tbody> </table>	対象活動	10a当たり単価	有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （ ）内は、合わせて、土壌分析と堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施 そば等雑穀、飼料作物	12,000円 （上記2,000円加算） 3,000円	堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合	4,400円（1,600円）	カバークロップ	6,000円	リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合	5,400円（3,200円）	草生栽培	5,000円	不耕起播種	3,000円	長期中干し	800円	秋耕	800円	<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円	<取組拡大加算（R4新規）> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動	4,000円 （新規取組面積あたり）	<取組拡大加算（R4新規）> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動	4,000円 （新規取組面積あたり）	補助率	標準事業費
		対象活動	10a当たり単価																								
有機農業 そば等雑穀、飼料作物以外 （ ）内は、合わせて、土壌分析と堆肥施用、カバークロップ等の取組を実施 そば等雑穀、飼料作物	12,000円 （上記2,000円加算） 3,000円																										
堆肥の施用 ※（ ）内は果樹の場合	4,400円（1,600円）																										
カバークロップ	6,000円																										
リビングマルチ ※（ ）内は小麦、大麦等の場合	5,400円（3,200円）																										
草生栽培	5,000円																										
不耕起播種	3,000円																										
長期中干し	800円																										
秋耕	800円																										
<地域特認> 水稲IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕	4,000円																										
<取組拡大加算（R4新規）> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動	4,000円 （新規取組面積あたり）																										
<取組拡大加算（R4新規）> 農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入・定着に向けた技術等の活動	4,000円 （新規取組面積あたり）																										
		国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	—																								
<p>【要件】</p> <p>1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。</p> <p>2 「みどりのチェックシート」に定められた持続可能な農業生産に係る取組を実施していること。</p>																											
実施期間	平成23～令和6年度	担当	食の安全・安心推進課 環境農業グループ （内線5040、直通017-734-9353）																								

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	市町村 / 農協 / 漁協 / 水産加工業協同組合 等	

事業名	市町村等農林水産物放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	市町村や農協等が農林水産物の安全性を確認するために放射性物質検査を行う場合、検査費用等の補助により、市町村等の負担を軽減することができる。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、地域における農林水産物の安全性を確保する。	予算額(千円)	600	
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容 市町村等が行う農林水産物に含まれる放射性物質の検査に要する経費に対する補助</p> <p>2 補助対象経費 測定試料のサンプリング等の旅費、打合せ等の旅費、有料道路使用料、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費、提供試料の対価、委託料並びに事務用品購入費</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	—	
<p>【令和5年度実施計画等】 未定</p>				
実施期間	平成24～令和7年度	担当	食の安全・安心推進課 企画調整グループ (内線5033、直通017-734-9351)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
実施主体別	農林水産物加工品製造業者	

事業名	農林水産物加工品放射性物質調査事業（県単・継続）			
アピールポイント	県内の農林水産物加工品製造業者が指定の検査機関で加工品の放射性物質検査を行う場合、検査費用の補助により、事業者の負担を軽減することができる。			
事業の趣旨	放射性物質検査により、県産農林水産物を主原料とした加工品の安全性を確保する。	予算額(千円)	600	
		内訳	国	—
			県	600
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>県内の食品製造業者からの依頼に基づき、(一財)青森県薬剤師会食と水の検査センターが実施する、加工食品に含まれる放射性物質の検査に要する経費に対する補助</p> <p>2 補助対象経費</p> <p>(一財)青森県薬剤師会食と水の検査センターがゲルマニウム半導体検出器を用いて行う、県産の農林水産物を主な原材料とする加工食品に含まれる放射性物質の検査に要する経費</p> <p>《事業実施主体：検査を申し込める主体》</p> <p>県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む）</p>	補助率	標準事業費	
		消費税を除いた額の1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 県内企業又は県内に加工工場を有する企業（産地直売所を含む。）であること。</p> <p>2 加工品の原材料の50%以上が県内で生産された農林水産物であること。</p> <p>3 検査の結果、食品衛生法における放射性セシウムの基準値を超過した場合、県の措置等に従うこと。</p> <p>4 検査に必要な検体量や搬入方法、手順などは、指定の検査機関の指示に従うこと。</p> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>指定の検査機関：(一財)青森県薬剤師会食と水の検査センター</p>				
実施期間	平成24～令和7年度	担当	食の安全・安心推進課 企画調整グループ (内線5033、直通017-734-9351)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	担い手の育成	新規就農
実施主体別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
		市町村 / 農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	野菜等産地力強化支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業所得の向上と野菜・花き産地の競争力強化を図るため、省力化に必要な機械の導入や施設の整備などに対して助成する。			
事業の趣旨	野菜・花き産地の所得向上と産地力の強化を図るため、労働時間の削減等の省力化に向けた植付機や収穫機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等の導入及び施設栽培新規取組者に対するパイプハウスの導入を支援する。	予算額(千円)	22,400	
		内訳	国	—
			県	22,400
			その他	—
事業の内容等	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 省力化型 作業労働時間短縮のための植付機、収穫機、管理機、パイプハウス自動開閉装置、かん水装置等</p> <p>(2) 施設園芸型 パイプハウスの導入（1㎡当たり5,592円（税抜、資材費のみ）を上限）</p> <p>《事業実施主体》 市町村、農業協同組合、営農集団、農業法人、認定農業者、認定新規就農者等</p>	補助率	標準事業費	
		1/4以内	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 補助対象品目は、指定産地・特定産地の野菜、「青森県花き振興方策」に掲げる重要品目・地域振興品目、冬の農業の推進品目、加工・業務用野菜とする。</p> <p>2 省力化型の場合</p> <p>(1) 作業時間を10%以上短縮させる機械・設備であり、地区における作付面積が、露地栽培はおおむね3ha、施設栽培はおおむね1ha以上の産地であること</p> <p>(2) 集約的品目の場合は3年以内に上記の規模に拡大することが見込まれること</p> <p>3 施設園芸型の場合</p> <p>(1) 毎年、園芸施設共済事業、損害保険事業等へ加入すること</p> <p>(2) 新たに施設栽培に取り組む場合は、その栽培面積が3a以上であること</p> <p>(3) 既に施設栽培に取り組んでいる場合は、事業実施主体が、産地化と規模拡大に取り組む計画を有する3経営体以上の集団（営農集団）であって、当該集団の施設栽培面積の計が30a以上かつ導入するハウスが1棟あたりおおむね330㎡以上であること</p>				
実施期間	令和3～5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5080、直通017-734-9485)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 / その他 (IT化)
	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他 (飼料基盤整備)
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
実施主体別	その他 (公益社団法人あおもり農業支援センター)	

事業名	草地畜産基盤整備事業 (国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)	145,694	
		内訳	国	106,940
			県	38,754
			その他	—
事業の内容等	1 事業内容 事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 (1) 基本施設整備 草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 (2) 農業用施設整備 隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 (3) 農機具等導入 《事業実施主体》 公益社団法人あおもり農業支援センター	補助率	標準事業費	
		(1)、(2) 国50% 県15%	—	
【採択要件】 1 草地整備型 (公共牧場整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 公共牧場の既存草地面積が100ha (中山間地域は50ha) 以上であること。 (3) 公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。 (4) 事業完了後の受益面積が60ha (中山間地域は30ha) 以上であること。 2 畜産担い手総合整備型 (再編整備事業) (1) 活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。 (2) 事業参加者が10人 (中山間地域については5人) 以上であること。 (3) 家畜飼養頭数 (豚換算) が2,000頭 (中山間地域は1,000頭) 以上であること。 (4) 担い手に係る畜産物生産が2分の1以上であること。 (5) 受益草地等の面積が30ha (中山間地域は15ha) 以上であること。 【令和5年度実施計画等】 和平地区 (田子町)、むつ・東通地区 (むつ市・東通村)、八森地区 (六ヶ所村)				
実施期間	昭和59～令和9年度	担当	畜産課 飼料環境グループ (内線4823、直通017-734-9497)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / スマート農業 /
実施主体別	県	

事業名	三八にんにく産地ステージアップ事業（県単・継続）			
アピールポイント	三八地域のにんにく産地をステージアップさせるため、小規模でも省力効果の高い三八型省力化技術の導入の検討や種苗増殖技術の向上、若手生産者によるにんにく産地の情報発信に取り組む。			
事業の趣旨	三八地域のにんにく産地をもう一段階ステージアップするため、小規模生産や中山間地に対応したスマート農業の実証や、収量品質向上のための優良種苗の増殖技術に対する認識の向上、にんにく収穫体験会の開催などによる三八にんにくのファンづくりを実施する。	予算額(千円)	1,943	
		内訳	国	
			県	1,943
			その他	—
事業の内容等	<p>1 三八型省力型技術体系の構築</p> <p>(1) 小規模に対応する省力機械の実証</p> <p>ア 直進アシスト装置、ドローン、アシストスーツの実証</p> <p>イ 省力機械の先進地調査</p> <p>(2) 三八にんにく省力化検討会の開催</p> <p>ア 三八型省力機械導入に向けた研修会の開催</p> <p>イ 市町村、農協、関係機関などによる課題解決策の検討</p> <p>2 にんにく種苗増殖技術の徹底</p> <p>(1) 若手生産者を対象とした優良種苗増殖技術研修会の開催</p> <p>3 情報発信による三八にんにくのファンづくり</p> <p>(1) にんにく収穫体験会の開催</p> <p>ア 県内外の消費者に三八にんにくのブランド「風景」「収穫」「香り」「味」などを体験する場を設定</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>県（三八地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 直進アシスト装置、ドローン、アシストスーツの実証</p> <p>2 省力機械の先進地調査</p> <p>3 三八型省力機械導入に向けた研修会の開催</p> <p>4 にんにく優良種苗増殖技術研修会の開催</p> <p>5 にんにく収穫体験会の開催</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 野菜・果樹班 (代表0178-27-5111、内線230)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産／スマート農業
実施主体別	県	

事業名	三八地域肉用子牛生産推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	和牛繁殖経営において、A I 等を活用した安全で省力的な分娩管理方法の導入を進めるとともに、子牛損耗率の低減と育成技術の高位平準化に取り組み、子牛の生産拡大を図る。			
事業の趣旨	管内の和牛繁殖農家は耕種との複合経営が多く、高齢化も進展しているため、A I や I C T を活用した繁殖管理の省力化に努め分娩間隔の改善を目指してきた。これにより、今後、分娩機会の増加が想定されるが、子牛出生後の損耗率が県平均よりも高い。 このため、画像認識A I 登載の監視カメラを活用した分娩管理の実証と、子牛育成期の適正な管理技術の指導を行い、生産子牛の増加を図る。	予算額(千円)	2,936	
		内訳	国	—
			県	2,936
			その他	—
事業の内容等	1 和牛子牛の安全・省力的な生産管理技術の推進 (1) 複合経営等における省労力分娩管理のモデル実証 (画像認識A I 技術を活用した分娩監視の実証) (2) 農家向け分娩管理技術研修会等の開催  2 和牛子牛育成技術のステップアップ (1) 三八和牛子牛育成サポートチームの設置 ア 損耗原因の実態調査と課題解決策の検討 イ 重点指導農家を選定し改善策を巡回指導 ウ 先進地事例調査の実施 (2) 農家向けの育成管理技術研修会の開催 (3) 和牛子牛育成マニュアルの作成と配布  《事業実施主体》 県（三八地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【令和5年度実施計画等】 1 複合経営及び大規模飼養農家での画像認識A I 登載の分娩監視カメラによる事故防止の実証 2 分娩管理技術研修会の開催 3 サポートチームによる巡回指導の実施 4 育成管理技術研修会の開催				
実施期間	令和4～6年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部畜産課 (代表0178-27-5111、内線232)	

目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化 / その他（農福連携）
実施主体別	県	

事業名	農福の輪を広げる人財育成推進事業（国庫・継続） 【農山漁村振興交付金（農福連携対策）】			
アピールポイント	農業労働力の確保と、障がい者の雇用促進等により共生社会へ貢献する。			
事業の趣旨	農福連携に踏み出しやすい環境づくりと理解促進に向けた取組を進めるとともに、多様な人財育成により、農福連携の取組拡大を図る。	予算額(千円)	6,221	
		内訳	国	3,677
			県	2,544
			その他	—
事業の内容等	1 ワンストップ窓口の機能を活かした取組拡大 (1) 農福連携推進会議の開催 (2) ワンストップ窓口の運営・支援 ・地域段階における連絡会議の開催（各県民局 年2回） ・福祉事業所データベースを活用したマッチング 2 農業者の理解度向上とメリットの発信 (1) JA部会組織等を対象としたチャレンジ農福の実施（委託 10JA、計50件 実施件数5件/年/JA） (2) ノウフクJAS取得や農福商品販売活動の推進 ・ノウフクJAS取得に向けた講座の開催（年1回） ・農福マルシェの開催（年数回、6地域）（連携：健康福祉部） (3) 理解度向上のための情報発信 ・JAの広報やメディア等を活用した情報発信 3 農福ニーズをつなぐ人財育成 (1) 農業ジョブトレーナーの育成 ・国研修への派遣及び県養成研修の開催 ・地域段階セミナーの開催（各県民局 年1回） (2) 就農に向けた取組促進 ・農業経営士や農業法人と特別支援学校の教員等との座談会と農業検定の実施（連携：教育庁 年1回）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4988、直通017-734-9473）	

目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化
	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 / 地産地消 研修・訓練
実施主体別		県 / 法人 / 個人

事業名	あおもり食品産業強化サポート事業（県単・継続）			
アピールポイント	「地域の6次産業化」の取組を推進するとともに、相談活動や商品力アップ研修会、販路開拓のための商談会等を実施する。			
事業の趣旨	市町村と連携して「地域の6次産業化」を推進するとともに、関係機関との連携による相談活動や事業者の商品力アップ研修会、販路開拓力向上のための商談会等を実施する。	予算額(千円)	3,334	
		内訳	国	—
			県	3,334
			その他	—
事業の内容等	1 「地域の6次産業化」推進対策 (1) 6次産業化推進セミナーの開催 (2) 6次産業化スキルアップ研修の開催  2 食品ビジネス強化対策 (1) 食産業相談活動の実施 ア 農商工連携食産業づくり相談窓口の設置（総合販売戦略課及び各地域農林水産部農業普及振興室の7か所） イ 食品事業者に対する商談機会の提供に向けた訪問活動 (2) 商品力アップ研修会の開催  3 ビジネスチャンス拡大対策 (1) 県内食品事業者と県外中食・外食企業等のマッチング支援の開催 (2) あおもり食産業支援サイトの運営	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4年度～5年度	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ (内線5021、直通017-734-9456)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積	地域の活性化 新規就農 / 法人化 / 集落営農 農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	地域計画策定推進緊急対策事業（国庫・新規） 【地域計画策定推進緊急対策事業】			
アピールポイント	農業者等による協議（話し合い）を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した「地域農業経営基盤強化促進計画」の策定を支援する。			
事業の趣旨	地域の農業者等の話し合いに基づき、地域が目指すべき将来の農地利用の姿等を明確化する地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定に向けた取組を支援し、農業の成長産業化及び農業所得の増大を図る。	予算額(千円)	39,256	
		内訳	国	39,256
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 市町村推進事業 地域計画の策定に向けた市町村の以下の取組を支援 （１）地域の農業者等による協議の場の設置等 ア 協議の場の設置に係る調整等 イ 協議の実施 ウ 協議の結果の取りまとめ・公表 （２）地域計画の策定等 ア 地域計画の策定 イ 関係者への説明会等の開催 ウ 地域計画の周知及びフォローアップ  2 農業委員会推進事業 地域計画のうち目標地図の素案の作成を支援  《事業実施主体》 市町村、農業委員会	補助率	標準事業費	
		定額	—	
実施期間	令和５～６年度	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	地域を変えるための切り口	地域の活性化
実施主体別	県	

事業名	森林を活かした中南地域山村振興事業（県単・継続）			
アピールポイント	観光やレジャーのみならず健康、教育など、森林の多様な活用による交流人口等の増加や、森林整備体験を契機とした森林を保全・活用する意識が醸成される。			
事業の趣旨	森林と他産業を結び付け、森林空間を多様に活用する「森林サービス産業」を創出し、地域づくりの担い手となることが期待される人材を増加させ、山村地域の活性化を支援する。	予算額(千円)	2,739	
		内訳	国	—
			県	2,739
			その他	—
事業の内容等	1 森林を理解する「ひと」づくり (1) 山村地域活性化協議会の運営 (2) 先進地の事例調査 (3) 企業や個人による森林整備の体験とサポーターの養成  2 森林空間を活用した「しごと」づくり (1) ワークেশョンのモニタリング (2) 森林サービス産業のモニタリング  《事業実施主体》 県（中南地域県民局地域農林水産部）	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和3～5年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 (直通0172-33-3857)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	融資	
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名		農業改良資金（国庫・継続）		
アピール		担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。		
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額(千円)		(公庫資金)
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費  2 貸付対象者 (1) 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 (2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 (3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 (4) 六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） (5) みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等  3 貸付利率 無利子  4 償還期間（据置期間） 12年以内（3年以内※特例5年）  5 貸付限度額 (1) 個人 5,000万円 (2) 法人 1億5,000万円	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和31年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 / 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
融資制度	利子補給	
実施主体別		農協 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	農業近代化資金（県単・継続）			
アピール	農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	<p>農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</p>	貸付枠(千円)	1,200,000	
		内訳	国	—
			県	1,200,000
			その他	—
事業の内容等	<p>1 貸付対象事業  (1) 農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象）  (2) 果樹その他永年性植物の植栽又は育成  (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成  (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象）  (5) 長期運転資金  (6) 農村環境整備資金  (7) 農村における給排水施設の改良造成又は取得等</p> <p>2 貸付対象者  (1) 認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等  (2) 農協、農協連合会等</p> <p>3 貸付利率  1. 0% ※R5.3.20現在</p> <p>4 償還期間（据置期間）（原則）  (1) 農業者等 15年以内（3年以内）  (2) 農協等 15年以内（3年以内）</p> <p>5 貸付限度額  (1) 個人 1,800万円  (2) 法人 2億円</p> <p>6 融資率  80%以内（認定農業者は100%以内）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	昭和36年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	地域を変えるための切り口 農地の利用集積	中山間地域振興 / 環境保全 遊休農地対策
実施主体別	県	

事業名	中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続）			
アピールポイント	基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。			
事業の趣旨	従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。	予算額(千円)	2,472	
		内訳	国	—
			県	2,472
			その他	—
事業の内容等	1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供  2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等  3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和5年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：先進地調査、棚田サミット参加、普及・啓発看板設置等 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等 3 保全活動支援事業：なし				
実施期間	平成11年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 担い手の育成	中山間地域振興 集落営農
実施主体別	市町村	

事業名	中山間地域等直接支払交付金（国庫・継続）																											
アピールポイント	中山間地域等における農業生産活動や多面的機能の維持活動に対し交付金を交付する。																											
事業の趣旨	中山間地域等の農用地において、耕作放棄地の発生防止や、多面的機能を確保し、適切な農業生産活動等が継続して行われるよう農業者等に直接支払を行う。	予算額(千円)	852,992																									
		内訳	国	401,984																								
			県	225,504																								
			その他	225,504																								
事業の内容等	<p>1 対象行為 集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続される農業生産活動及び多面的機能の維持につながる活動等</p> <p>2 対象者 農業生産活動等を行う農業者等（第三セクター、生産組織等を含む）</p> <p>3 交付単価 地目及び傾斜等に基づく単価（下記のとおり）</p> <p>○地目別傾斜別交付単価（体制整備単価）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a 当たり単価（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水田</td> <td>1/20以上</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>1/100以上1/20未満</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15度以上</td> <td>11,500</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>草地率70%以上</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>15度以上</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>15度以上</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>8度以上15度未満</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 その他加算措置（棚田地域振興活動加算、超急傾斜農地保全管理加算、集落協定広域化加算、集落機能強化加算、生産性向上加算）あり。 ただし、それぞれ別途要件あり。</p> <p>※2 最低限活動（耕作放棄防止及び水路等の管理、多面的機能増進ほか）の場合は、上記単価の8割単価（基礎単価）とする。</p>	地目	区分	10a 当たり単価（円）	水田	1/20以上	21,000	1/100以上1/20未満	8,000	畑	15度以上	11,500	8度以上15度未満	3,500	草地	草地率70%以上	1,500	15度以上	10,500	8度以上15度未満	3,000	採草放牧地	15度以上	1,000	8度以上15度未満	300	補助率	標準事業費
		地目	区分	10a 当たり単価（円）																								
水田	1/20以上	21,000																										
	1/100以上1/20未満	8,000																										
畑	15度以上	11,500																										
	8度以上15度未満	3,500																										
草地	草地率70%以上	1,500																										
	15度以上	10,500																										
	8度以上15度未満	3,000																										
採草放牧地	15度以上	1,000																										
	8度以上15度未満	300																										
		国 1/3 1/2  県 1/3 1/4	—																									
<p>【採択要件】</p> <p>1 対象地域：特定農山村法等の地域振興9法の指定地域及び知事特認地域</p> <p>2 対象農用地（農振農用地区域）</p> <p>(1) 急傾斜地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上）</p> <p>(2) 小区画・不整形水田</p> <p>(3) 草地率の高い地域の草地（市町村の草地率70%以上）</p> <p>(4) 市町村長の判断により対象となる農地（緩傾斜地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄地率の高い農地）</p> <p>(5) 地域の実態に応じた地域指定（特認）</p> <p>【令和5年度実施計画】</p> <p>交付対象市町村（R5年3月現在）：26市町村</p> <p>交付対象農用地面積（R5見込）：8,939ha</p>																												
実施期間	令和2～6年度	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)																									

目的別	地域を変えるための切り口	環境保全 / その他 (生活環境)
実施主体別	市町村	

事業名	農業集落排水事業 (国庫・県単・継続) 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。			
事業の趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。	予算額 (千円)	53,500	
		内訳	国	26,000
			県	1,500
			その他	26,000
事業の内容等	1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県 (4.5、3.5、2.5) %は、農業集落排水促進事業で助成	補助率	標準事業費	
		団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区	—	
【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：2地区 2 関係市町村：平内町、鶴田町				
実施期間	昭和58年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備	環境保全 / その他(生活環境) ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道)
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	集落基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。			
事業の趣旨	地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 (9) 土地基盤の再編・整序化  2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 25%	—	
【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和5年度実施計画等】 ※実施地区なし				
実施期間	平成13年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業
実施主体別	県	

事業名	「スマート農業」技術実装加速化推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	農業の労働力不足を克服するため、企業等における本県に適した技術の開発を促進するとともに、生産者が経営規模に応じてスマート農業に取り組めるよう支援する等、県内への実装を加速化する。			
事業の趣旨	<p>本県の気象条件や作型などに適したスマート農業技術・機械の開発と実証を進めるほか、経営規模別に省力効果や経済性を実証する。</p> <p>また、普及指導員やJA指導員を対象とする講座を開催し、スマート農業を普及・指導する人財を育成する。</p>	予算額(千円)	6,082	
		内訳	国	—
			県	6,082
			その他	—
事業の内容等	<p>1 青森型スマート農業技術・機械の開発・実証 企業等と連携して、本県の気象条件や作型などに適した技術・機械の開発とその実証 《取組例》 施設園芸：自動かん水・施肥システム 果樹：無人SS、経営管理システム</p> <p>2 スマート農業の導入促進に向けた取組の強化 (1) 経営規模別のスマート農業技術・機械の実証 《実証例》 水稻（中山間地等）：水位センサー 野菜：自動かん水・施肥装置 果樹：アシストスーツ (2) 普及・啓発セミナーの開催</p> <p>3 スマート農業の普及拡大に向けた人財育成 (1) 指導者向け人財育成講座の開催 (2) 後継者養成研修会の開催</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和3～5年度	担当	農林水産政策課 産業技術高度化推進グループ (内線3232、直通017-734-9474)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（情報発信等）
実施主体別	県	

事業名	「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業（県単・継続）			
アピールポイント	生産・流通・販売面において「攻め」の姿勢で新たな試みへの着手や創意工夫を凝らし、収益力を高めるとともに、地域の活性化などに貢献している生産者や団体等を表彰する。			
事業の趣旨	農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を目指す「攻めの農林水産業」の取組の拡大と定着を図るため、生産・流通・販売面において優れた取組を行っている生産者や団体等を表彰し、広く情報発信する。	予算額(千円)	3,152	
		内訳	国	—
			県	3,152
			その他	—
事業の内容等	<p>1 「青森県攻めの農林水産業賞」表彰の実施 「収益力強化部門」「農山漁村づくり部門」の部門別で募集 ＜表彰までのスケジュール（R4）＞ 7～9月 優良事例の募集（地域農林水産部へ提出） 10月 応募事例の提出（農林水産政策課へ提出） 12月 選考委員会 1月 表彰式</p> <p>2 「攻めの農林水産業」の取組や成果を県内外に情報発信・普及啓発 （1）「攻めの農林水産業」推進大会等の開催 （2）様々な広報媒体を利用した情報発信</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	平成16年度～	担当	農林水産政策課 企画調整グループ (内線4981、直通017-734-9457)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）（国庫・新規） 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策のうち麦・大豆機械導入対策】			
アピールポイント	麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	計画的に国産麦・大豆の増産や安定供給を目指す産地に対し、計画の実現に必要な農業機械等の導入を支援する。	予算額(千円)	19,156	
		内訳	国	19,156
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>麦・大豆産地の生産拡大に向け、生産性向上や効率化に必要な機械・施設の導入、リース導入及び改良を支援する。</p> <p>※機械等ごとに50万円以上5,000万円未満 購入の場合は本体価格 リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内</p> <p>《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者が5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内	※	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</li> <li>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</li> <li>3 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</li> </ol>				
実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 機械・施設の整備	その他（麦・大豆の団地化の推進） 暗渠排水 / その他（麦・大豆の先進的な営農技術の導入） 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別	市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会	

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するために、国産麦・大豆の生産性向上のための作付けの団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	22,990	
		内訳	国	22,990
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 ※1 上限額 50ha未満 100万円 50ha以上～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、営農技術を新たに導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会</p> <p>3 生産性拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース事業、改良について支援する。 ※2 機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。購入の場合は本体価格。リース導入等の場合は物件相当額で、リース期間は2年以上、法定耐用年数以内。 《事業実施主体》 農業者の組織する団体（受益農業従事者5名以上）、地域農業再生協議会、市町村、補助事業者が地方農政局長等と協議して認める団体</p> <p>4 生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》 市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	※1	
		定額	上限 10,000円 /10a	
		1/2以内	※2	
1/2以内	「新たな営農技術の導入」の事業費の10%以内			
<p>【採択要件】</p> <p>1 国産麦・大豆の生産・利用拡大に向けて、産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。等</p>				
実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（施設園芸の燃料価格高騰対策の推進）
実施主体別	県 / 農協 / 法人 / 任意団体	

事業名	施設園芸セーフティネット構築事業（国庫・継続） 【施設園芸等燃料価格高騰対策】			
アピールポイント	燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付する。			
事業の趣旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化に計画的に取り組む施設園芸の産地において、燃料価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。	予算額(千円)	9,000	
		内訳	国	4,500
			県	—
			その他	4,500
事業の内容等	<p>1 支援内容 燃料価格が一定基準（発動基準価格）を上回った場合に、あらかじめ国と農業者が1：1で積み立てた資金から、その差額に補てんの対象となる燃料の数量を乗じた補てん金を交付する。</p> <p>2 対象燃料 A重油、灯油、LPガス及びLNG</p> <p>3 対象期間 原則として、11月から翌年4月までの間。ただし、産地の作型等を勘案して、10月から翌年6月までの間を対象期間として選択できる。</p> <p>4 発動基準価格（令和4年事業年度） A重油：81.6円/L、灯油：86.5円/L、LPガス：106.6円/kg、LNG：57.0円/m<sup>3</sup></p> <p>5 補てん対象の燃料数量 原則として、当該月の燃料の購入数量の70%とする。ただし、燃料価格が急騰した場合や、当該月の平均気温が平年を下回った場合は、補てん対象の燃料数量は引き上げられる。</p> <p>《事業実施主体》 県農業再生協議会、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体</p>	補助率	標準事業費	
		1/2	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 3年間で燃料使用量を15%以上削減する「省エネルギー等対策推進計画」が策定されていること。</p> <p>2 野菜、花き又は果樹の施設園芸農家が3戸以上又は農業の常時従業者（原則年間150日以上）が5名以上であること。</p>				
実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5079、直通017-734-9481)	

目的別	地域を変えるための切り口	その他（経営所得安定対策の推進）
実施主体別	県農業再生協議会／ 地域農業再生協議会	

事業名	水田活用の直接支払交付金【産地交付金】（国庫・継続）		
アピールポイント	「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援する。		

事業の趣旨	地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色ある魅力的な産品の産地化を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、産地づくりに向けた取組を支援する。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 県段階 <span style="float:right">(単位：円/10a)</span>			補助率	標準事業費		
		対象作物等	要件			単価	
	県設定	飼料用米 (多収品種) ※	・ 3年以上の複数年契約 (R3からの継続・R5からの新規) ・ 生産性向上の取組			8,100	
		大豆	・ 作付面積の新規拡大 要件：主食用米以外の水稲への輪作(前年大豆作付ほ場の2割以上)			9,000	
		子実用とうもろこし	・ 作付面積の新規拡大			9,000	
		新市場開拓用米	生産性向上の取組			9,000	
		省力技術導入加算	次のいずれかに取り組んだ場合に加算 ・ 1筆概ね50a以上のほ場への自動水管理装置の導入 ・ 畦畔除去により1筆50a以上のほ場に拡大			21,600	
		高収益野菜	取組面積の拡大・新規に助成			45,000	
		契約栽培加算	契約栽培に取り組んだ場合に加算			27,000	
	国設定	そば	作付面積に応じて助成			20,000	
		なたね	作付面積に応じて助成			20,000	
		新市場開拓用米	作付面積に応じて助成			20,000	
		複数年契約加算	3年以上の複数年契約 (令和5年からの新規契約分に限る)			10,000	
	<p>※多収品種の種子が入手できないなどやむを得ず多収品種による作付ができない場合は、特例置として主食用品種による作付けも交付対象。</p> <p>※県設定の単価は予算配分や本県取組実績により変更となる場合がある。</p>						
	2 地域段階 各地域の実情に応じた戦略作物の生産性向上や地域振興作物の取組に助成						
<p>【採択要件】 対象作物の交付要件は、各地域農業再生協議会へ問い合わせてください。</p> <p>【令和5年度実施計画等】 大間町を除く市町村で実施予定。</p>							

実施期間	令和5年度	担当	農産園芸課 企画管理グループ (内線5070、直通017-734-9479)
------	-------	----	---

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	その他（苗木・支柱・樹棚・雨よけハウス） 施設導入 / 機械購入
実施主体別	農協 / 個人 / 任意団体	

事業名	特産果樹産地育成・ブランド確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	特産果樹の産地基盤の整備、生産高度化施設、集出荷機械等の整備ができる。			
事業の趣旨	特産果樹の生産振興を図るため、優良品種の導入、生産性向上施設及び品質向上施設の整備による高品質果実生産を支援するのに要する経費を補助し、産地の生産体制の強化を図る。	予算額(千円)	14,205	
		内訳	国	—
			県	14,205
			その他	—
事業の内容等	1 特産果樹導入型（新植に限る） (1) 生産基盤の整備 苗木、支柱、樹棚の購入  2 特産果樹生産性向上型 (1) 生産高度化施設の整備 雨よけハウス (2) 集出荷機械施設の整備 簡易選果機  3 特産果樹品質向上型 (1) 品質向上施設の整備 ア 低コスト簡易型ハウス イ 被覆資材巻上機（おうとう雨よけハウスへの後付けに限る）  《事業実施主体》 農業協同組合、営農集団、認定農業者、認定新規就農者等	補助率	標準事業費	
		1/4	—	
		1/3	—	
		1/3	—	
【採択要件】 1 受益戸数：営農集団の場合は3戸以上であること。 2 受益面積：生産基盤の整備は1戸当たり10a以上であること。 生産高度化施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 集出荷機械の整備は1台当たり1ha以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 品質向上施設の整備は1戸当たり10a以上（認定農業者、認定新規就農者を除く）であること。 【令和5年度実施計画等】 弘前市、黒石市、平川市、むつ市、八戸市、藤崎町、南部町、鶴田町				
実施期間	令和3～7年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別	県、任意団体	

事業名	アフターコロナに対応したあおもり産品販路拡大事業のうち「青森の正直」Web商談会（国庫・継続）			
アピールポイント	量販店等のバイヤーとWebでの商談を実施し、県産農林水産品の販路拡大を図る。			
事業の趣旨	量販店等のバイヤーとWebでの商談を実施し、県産農林水産品の販路拡大を図る。	予算額(千円)	850	
		内訳	国	225
			県	225
			その他	400
事業の内容等	<p>1 食品事業者のための“Web商談”研修 実践コース 効果的にWeb商談を進めるためのポイント等を習得する研修会の開催</p> <p>2 「青森の正直」Web商談会の開催  (1) 各関係機関・団体で組織した実行委員会主催による、県内食品事業者と県外バイヤーのマッチング・Web商談会の開催  (2) 希望する事業者に対する商談後のフォローアップ</p> <p>《「青森の正直」商談会実行委員会》  県、(公社)青森県物産振興協会、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、(一社)青森市物産協会、(公社)弘前市物産協会、(一財)VISITはちのへ、(公社)下北物産協会、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会、津軽海峡ブランド商品開発実行委員会、青い森信用金庫、青森県信用組合、東奥信用金庫、(株)日本政策金融公庫青森支店</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和5年度～	担当	総合販売戦略課 宣伝・販売グループ (内線5014、直通017-734-9607)	

目的別	6次産業化の推進 機械・施設の整備	加工・販売促進 施設導入 / 機械購入 / 改修
実施主体別	法人	

事業名	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（国庫・継続） 【農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業】			
アピールポイント	食品製造事業者等が、農林水産物及び食品を輸出するため、輸出先国から求められる様々な規制及び基準等や輸出先国のニーズに対応した施設・機器の整備及び体制整備に必要な経費を支援する。			
事業の趣旨	食品製造事業者等が、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出先国から求められる食品衛生等の条件への対応や、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証及び家庭食向けなどの輸出先国のニーズに対応が必要な施設や機器の整備、コンサルティングや認証取得等に必要な経費を支援する。	予算額(千円)	600,000	
		内訳	国	600,000
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 施設等整備事業 輸出向けHACCP等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設・設備の整備及び機器の整備  2 効果促進事業 認証取得に向けたコンサルティング費や認証取得後の適切な管理・運用を行うための人財育成に係る研修費等、上記項目と一体となってその効果を一層高めるための経費（上記項目の費用の20%以内）  《事業実施主体》 食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等	補助率	標準事業費	
		1/2以内	補助金の上限額 5億円 下限額 250万円	
【主な採択要件】 1 GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 2 輸出先となるターゲット国が決定しており、輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 3 直近3年の経常損益が3年連続赤字である、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者でないこと。 4 輸出促進法に基づく輸出事業計画を作成し、大臣に提出し、その認定を受けている又は認定を確実に受ける見込みであると認められること。				
実施期間	令和元年度～	担当	総合販売戦略課 食品産業振興グループ (内線5021、直通017-734-9456)	

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
実施主体別	県	

事業名	トップブランド商品創出事業（県単・継続）			
アピールポイント	本県ならではの食材を活用した本県を代表するトップブランド商品の創出に向けて、首都圏等への販路開拓に意欲のある食品製造業者に対し、商品開発に係る包括的な取組の支援を実施する。			
事業の趣旨	首都圏マーケットをターゲットに、県産品全体の認知度及びイメージ向上にもつながる付加価値の高い商品開発に継続的に取組む意欲のある県内食品製造業者を対象として、商品設計や試作品開発等に係るアドバイスによる支援を実施する。	予算額(千円)	3,232	
		内訳	国	—
			県	3,232
			その他	—
事業の内容等	1 県内事業者へのヒアリング調査 商品開発や首都圏への販路開拓に意欲的な県内食品製造業者に対し、直近の販売状況や直面している問題・課題等をヒアリングし、動向を把握  2 商品開発アドバイスの実施 食品製造業者の商品開発の個別課題に応じて、首都圏マーケットに精通した専門家によるきめ細やかなアドバイスを実施	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和元～5年度	担当	総合販売戦略課 ブランド推進グループ (内線5010、直通017-734-9573)	

目的別	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	融資制度	融資
実施主体別	農協等融資機関	

事業名	農業経営改善促進資金（スーパーS資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)	114,000	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 種苗・肥料・飼料・農薬代・労賃 (2) 中小家畜購入費 (3) 小農機具・施設修繕費 (4) 地代・機械等のリース料等  2 貸付対象者 認定農業者  3 貸付利率 1.50% ※R5.3.20現在  4 償還期間 1年以内（極度額方式・借入、返済随時）  5 極度額 (1) 個人 500万円（畜産・施設園芸2,000万円） (2) 法人 2,000万円（畜産・施設園芸8,000万円）	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	6次産業化の推進 担い手の育成	加工・販売促進 新規就農 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 農業法人	

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業・農業経営高度化支援事業】			
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。			
事業の趣旨	関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)	11,584	
		内訳	国	11,491
			県	93
			その他	—
事業の内容等	1 農業経営・就農サポート推進事業 (1) 実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 (2) 経営サポート活動 ア センター運営会議において、重点支援対象者を決定し、経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 イ 専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支援を実施 ウ 相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 エ 経営相談会、経営セミナー等の実施 (3) 就農サポート活動 ア 就農希望者等からの相談対応 イ 就農に関する情報提供等 (4) 農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希望者等へのPR・情報提供）、研修会・相談会の開催等  2 農業経営高度化支援事業 農業経営・就農サポート推進事業等による経営診断を受けて、事業実施年度又はその前年度に法人化した経営体（集落営農組織を除く）の法人化に係る取組に対する補助 要件：適切な就業規則を整備し、法人設立後、当該補助金交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又は7か月以上の期間を定めた者を雇用していることほか	補助率	標準事業費	
		—	—	
		定額	1取組当たり25万円	
【採択要件】 1 管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。 2 重点支援対象者は経営診断に必要な直近3か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。				
実施期間	令和3～5年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5058・5059、直通017-734-9463)	

目的別	6次産業化の推進	地産地消
実施主体別	県	

事業名	「TSUGARUうるし」造成拡大推進事業（県単・継続）			
アピールポイント	国産漆の供給源となるうるしをりんご園等へ造成することで、漆の地産地消の推進による津軽塗産業の振興及び「TSUGARUうるし」のブランド化が促進される。			
事業の趣旨	<p>国の無形文化財である「津軽塗」や多くの重要文化財建造物の補修に使用される国産漆が全国的に不足する中、うるし林の造成を一層推進するため、りんご園等へのうるし植栽を推奨し、実証林を整備する。</p> <p>また、うるし林の保育・更新技術を実証・普及し、地域に適した保育技術の確立と既存うるし林の再生を図るとともに、持続可能なうるし資源の利用や「TSUGARUうるし」のブランド化に向けた取組を検討する。</p>	予算額(千円)	1,575	
		内訳	国	—
			県	1,575
			その他	—
事業の内容等	<p>1 「TSUGARUうるし」造成拡大  (1) 中南うるし相談所の運営（森林組合・市町村）  (2) りんご園等を対象としたモデル造成地の設定  (3) うるし植栽の推進に向けた研修会の開催</p> <p>2 うるし林の保育・更新技術の確立と普及  (1) 地域に適した保育・更新技術の実証  (2) 実証結果を基にした施業技術冊子の作成</p> <p>3 うるし資源の持続可能な利用  (1) 「TSUGARUうるし」経営モデルの検証  (2) うるし資源利用研究会の運営</p> <p>《事業実施主体》  県（中南地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	中南地域県民局地域農林水産部 林業振興課 (直通0172-33-3857)	

目的別	6次産業化の推進	グリーン・ツーリズム
実施主体別	県	

事業名	あおもり型農泊誘客拡大事業（県単・継続） 【事業1：県単 事業2：中山間地域ふるさと活性化基金】		
-----	--	--	--

アピールポイント	「あおもり型農泊」の受入対策及び誘客対策により、本県の農山漁村における交流人口の拡大を目指す。		
----------	---	--	--

事業の趣旨	グリーン・ツーリズムの誘客拡大のため、ウェブを活用した本県ならではの体験メニューの情報発信・販売の促進と、国内外の教育旅行の本格再開に向けた安全な受入態勢のPRに取り組む。	予算額(千円)	11,676	
		内訳	国	3,551
			県	8,125
			その他	—

事業の内容等	1 あおもり型誘客拡大事業（継続） (1) 一般旅行の誘客拡大対策 ア 体験メニューの情報発信・販売の促進 大手宿泊予約サイト等と連携し、これまで造成した青森ならではの体験メニューや農林漁家民宿をPRする特集ページの開設 (2) 教育旅行の誘客拡大対策 ア 教育旅行関係者を対象としたファムツアーの実施 国内の教育旅行関係者が、現地で探求学習プログラムを下見・体験できるツアーの実施 イ 国内外の教育旅行関係者へのプロモーション（継続） ① 観光国際戦略局や農泊受入団体と連携した国内プロモーション ② トップセールスや教育旅行団の歓迎による、本県と台湾の相互交流の継続・強化 ③ 小・中学校における学校交流の受入態勢づくり、タイ・マレーシアからの教育旅行誘致のための現地コーディネーター配置  2 農泊受入態勢強化事業（継続） (1) 農家民宿新規開業者や実践者向けの研修会、農泊推進団体による情報交換会の開催 (2) 県内外からの農村滞在型教育旅行の受入拡大のための学校や旅行エージェント訪問によるプロモーション (3) 台湾からの教育旅行の安定的な受入れのためのコーディネーター配置	補助率	標準事業費
		—	—

実施期間	1は令和3～5年度 2は令和4～6年度	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)
------	------------------------	----	--

目的別	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
実施主体別	県	

事業名	あおもり新農業人サポート事業のうち 非農家出身者再チャレンジ支援事業（県単・継続） 及び青森県新規就農メンター制度			
アピールポイント	非農家出身の新規就農者が経営改善の取組を行う場合、支援を受けられるほか、農業経営で悩んでいる非農家出身の就農希望者や就農初期の農業者等が、県が認定したメンターから助言を受けられる。			
事業の趣旨	<p>非農家出身者は、経営基盤がぜい弱で、就農時点で予期できなかったトラブルに直面し、所得が低迷することが多い傾向にある。</p> <p>このため、非農家出身の新規就農者の経営改善に向けた取組に対して支援し、所得の向上を図る。</p> <p>また、優れた農業経営を実践している非農家出身の農業者をメンターに認定し、課題を抱える非農家出身の就農希望者等に派遣して実践的なアドバイスをすることで、早期の経営安定化を図る。</p>	予算額(千円)	10,987	
		内訳	国	—
			県	10,987
			その他	—
事業の内容等	<p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 非農家出身の新規就農者が行う経営改善に要する経費を支援 《事業実施主体》 就農3～6年目の非農家出身の新規就農者</p> <p>2 青森県新規就農メンター制度 (1) メンターの概要 トマト、りんご、野菜などを栽培する15名 (2) 就農メンターの主な役割 ア 就農希望者に対する青年等就農計画作成等に当たっての助言指導 イ 新規就農者の育成に当たっての助言指導 ウ 県の主催する就農相談会や各種研修会への協力 エ 市町村との連携活動</p>	補助率	標準事業費	
		1/2以内 (100万円以内)	200万円以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 非農家出身者再チャレンジ支援事業 (1) 青森県内で農業を営む非農家出身（青年等就農計画で「新たに農業経営を開始」に該当する者）の独立自営就農者であること。 (2) 応募時において、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型の支援を受けている又は受けていた就農3年目から6年目の者であること。 (3) 青年等就農計画に定めた所得目標が未達成であり、達成に向けて経営改善が見込まれる者であること。</p>				
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練
実施主体別	県 / 市町村 / 公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	新規就農者育成総合対策事業（国庫・継続）			
アピールポイント	就農初期の機械・施設等の導入等を補助するとともに、新たに農業経営を開始する者及び研修を受ける者に対する資金の交付や新規就農者への実践研修を行う協議会を支援する。			
事業の趣旨	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図ることを目的に、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、経営が不安定な就農直後及び就農前の研修期間の所得を確保するための資金を交付する。	予算額(千円)	953,880	
		内訳	国	838,380
			県	115,500
			その他	—
事業の内容等	<p>1 経営発展支援事業 機械・施設、家畜の導入、果樹・茶改植、リース料等に要する経費を支援 ・対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下） ・支援額：補助対象事業費上限1,000万円 ※経営開始資金と併用する場合は、上限500万円</p> <p>2 経営開始資金 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援 ・対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下） ・支援額：年間最大150万円、最長3年間交付</p> <p>3 就農準備資金 農業技術及び経営ノウハウの修得のための研修に専念する就農希望者を支援 ・対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下） ・支援額：年間最大150万円、最長2年間交付</p>	補助率	標準事業費	
		3/4以内	上限1,000万円もしくは500万円	
		定額 10/10	1人当たり 1,500千円/年	
		定額 10/10	1人当たり 1,500千円/年	
実施期間	令和4～13年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5060、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等
実施主体別	農協等	

事業名	酪農経営支援総合対策事業のうち 酪農経営安定化支援ヘルパー事業（国庫・継続）			
アピールポイント	酪農ヘルパーの人材育成や傷病時利用の円滑化により、酪農経営におけるゆとりの創出を図る。			
事業の趣旨	酪農ヘルパーの人材育成、傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパー利用組合の強化を推進するため、酪農ヘルパー利用組合等が行う以下の取組に対して支援する。  ※国が（独）農畜産業振興機構を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)	※	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 酪農の担い手となる酪農ヘルパー人材育成支援 (1) 酪農ヘルパーを育成するため、技術研修への参加促進や実践研修手当の交付等 (2) 酪農ヘルパー要員の確保のための職業認知度の向上及び募集活動 (3) 酪農後継者等の臨時ヘルパーとしての出役支援 (4) 酪農ヘルパー業務に必要な免許や資格取得 (5) 酪農後継者及び酪農ヘルパーの新規就農を促進するための協議会の開催等 (6) コントラ等支援組織との連携による臨時ヘルパーの確保 (7) 学生を対象としたインターンシップの実施 (8) 内定者を対象とした就業前研修の実施  2 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化 傷病時にヘルパーを一定期間継続的に利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施  3 酪農ヘルパー利用組合の強化等 (1) 酪農ヘルパー事業の普及・啓発等のための推進協議会の開催 (2) 利用組合の収支改善計画の作成、広域利用調整やコントラ等支援組織との統合等 (3) ヘルパーの傷害補償・損害賠償保険の加入促進 (4) 家畜防疫対策に係る計画作成、防疫機器等の整備 (5) 事業推進のための地域独自の取組や指導等	補助率	標準事業費	
		定額または1/2以内		
		1/2以内		
		1/2以内		
【採択要件】 1 ヘルパー利用組合が要綱に定める事項を内容とする利用組合規約を作成すること。 2 酪農後継者は、研修終了後、酪農業に1年以上従事することが見込まれる者であること。 3 酪農業への新規就農を希望する専任ヘルパーであり、協議会等が適当と認める者。				
実施期間	令和5年度	担当	畜産課 経営支援グループ (内線4816、直通017-734-9496)	

目的別	担い手の育成	新規就農 / 研修・訓練 / 経営改善
	実施主体別	県

事業名	三八新規就農者定着支援事業（県単・継続）			
アピールポイント	新規就農者の早期の経営安定に向けて、関係機関等で情報交換と支援策の検討を行うとともに、栽培技術の向上やネットワークづくりによる新規就農者の所得向上を支援する。			
事業の趣旨	<p>三八地域では、近年、新規就農者が増加しているが、非農家出身者の割合が高い。非農家出身者は経営基盤が脆弱なことに加え、三八地域は経営耕地面積が小さいこと等、条件が不利なことから十分な所得を確保できていない。</p> <p>このため、関係機関等の支援体制の強化、新規就農者の栽培技術・経営管理のスキルアップや新規就農者間の情報交換の促進等により所得の向上を図る。</p>	予算額(千円)	1,980	
		内訳	国	—
			県	1,980
			その他	—
事業の内容等	<p>1 新規就農者支援体制づくり 新規就農者支援連絡会議を開催し、三八地域における新規就農者の確保・定着に向けた情報交換、支援策の検討、意向調査を実施</p> <p>2 新規就農者の所得向上への支援 三八地域特有の課題（経営面積が小さい、非農家出身が多い）を解決するため、新規就農者が取組可能な高収益作物の実証ほを設置するとともに、栽培技術や経営管理の研修を実施</p> <p>3 新規就農者のネットワークづくり 非農家出身の新規就農者が早期に地域に溶け込めるよう新規就農者同士の交流会や異業種・消費者等の交流の場としての三八ファーマーズマーケットを開催</p> <p>《事業実施主体》 県（三八地域県民局地域農林水産部）</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 新規就農者支援連絡会議の開催</p> <p>2 新規就農者フォローアップセミナーの開催</p> <p>3 実証ほの設置</p> <p>4 実証ほの現地検討会・成果発表会の開催</p> <p>5 新規就農者交流会の開催</p> <p>6 三八ファーマーズマルシェの開催</p>				
実施期間	令和3～5年度	担当	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 経営・担い手班 (代表0178-27-5111、内線221)	

目的別	担い手の育成	研修・訓練 / 経営改善 / 法人化
実施主体別	県 / 個人	

事業名	あおもり新農業人サポート事業のうち 若手農業トップランナーの育成（県単・継続）			
アピールポイント	トップランナー塾生の企画力とネットワーク力を生かした新たな事業展開を支援することにより、本県農業の将来を担う総合的能力の高い若手農業者を育成する。			
事業の趣旨	柔軟な発想と大胆な行動力、経営管理力やマーケティング力を持って、本県農業の新たなステージを切り開き、果敢に農業にチャレンジする「若手農業トップランナー」の育成や修了生の取組強化を支援する。	予算額(千円)	3,487	
		内訳	国	—
			県	3,487
			その他	—
事業の内容等	1 若手農業トップランナー塾生の公募 ・チャレンジコース（第14期生） 20組（名）程度 ・レベルアップコース（塾修了生）10組（名）程度  2 チャレンジコースの開催 （1）経営やマーケティング、6次産業化等のセミナー （2）塾修了生ほ場での県内優良事例視察研修 （3）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察研修 （4）アグリフードEXPO（全国展示商談会）への出展 （5）トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェでの販売演習等）  3 レベルアップコースの開催 （1）経営戦略の作成など経営発展に直結する実践セミナー （2）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察  4 現役塾生と塾修了生との情報交換会の開催  5 トップランナーのネットワーク活動を生かした支援 あおもりマルシェ等の活動を応援	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 1 チャレンジコース（第15期生） 新たな付加価値の創造につながる可能性にチャレンジする意欲がある若手農業者であること（自らのチャレンジプラン〈5か年〉を作成し、県への応募を経て、トップランナー塾生として選定された者）。 2 レベルアップコース 若手農業トップランナー塾修了生で、資質向上や取組強化に挑戦する者であること。				
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ （内線5060、直通017-734-9463）	

目的別	担い手の育成	労働力確保等
	実施主体別	県

事業名	農村地域のマルチワークモデル創出事業（県単・継続）			
アピールポイント	無料職業紹介事業を運営して農業法人等の求人のマッチングを推進するほか、国の「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用した地域内の人材確保を支援する。			
事業の趣旨	農業労働力を確保するため、農作業体験会や無料職業事業による多様な人材の掘り起こしを行うほか、「特定地域づくり事業協同組合制度」の活用による若者を中心とした「常雇い」による地域内の人材の安定確保に取り組む。	予算額(千円)	14,366	
		内訳	国	—
			県	14,366
			その他	—
事業の内容等	<p>1 多様な労働力の確保</p> <p>(1) 1 DAY就業体験会の開催 県内企業と連携して、副業を活用した「臨時雇い」の確保に向けた就業体験会を開催</p> <p>(2) 農業労働力ワンストップ相談窓口の機能拡充 農作業の求人に加え、選果施設や食品加工等における冬期間の求人情報を把握して、通年でのマッチングを推進</p> <p>2 若者の農業就労モデルの創出</p> <p>(1) 地域ぐるみの体制整備 「特定地域づくり事業協同組合制度」を活用し、若者等が働く場を創出するため、市町村、農業者、商工業者等による組合設立に向けた検討会などを開催</p> <p>(2) 地域内の労働力需要の調査 農閑期の仕事の確保に向けて、地域内の関連産業等の求人ニーズを把握</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	労働力確保等
実施主体別	県	

事業名	農業分野における県外人材の受入体制づくり支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	農業法人での短期間の就業体験ツアーを開催して雇用就農による県外人材の確保を支援するほか、労働環境改善に係るセミナー及び個別相談会を開催して県外人材の受入拡大と受入体制づくりを支援する。			
事業の趣旨	農業労働力の安定確保のため、雇用就農によるU I ターン者や特定技能外国人など県外人材の確保を支援するとともに、本県の実情を踏まえた雇用就労モデルの確立に向け、雇用受入れに関する県内外の先進事例調査研究のほか、県外人材の受入体制づくりの支援に取り組む。	予算額(千円)	6,061	
		内訳	国	—
			県	6,061
			その他	—
事業の内容等	1 雇用就農による県外人材確保支援 首都圏等から本県への移住希望者や、就労を希望する特定技能外国人向けに、求人を希望する農業法人での農業就業体験会を開催  2 県外人材の受入調査研究 (1) 本県農業の多様な雇用就労モデル確立に向けた事例調査研究 多様な雇用就労の県内外の先進事例を収集し、本県にふさわしい雇用就労モデルの確立に向けた調査研究を実施 (2) 多様な人材の受入拡大と受入体制づくり 県外人材の受入拡大に向けた求人方法や雇用後の労働環境改善に係るセミナー及び個別相談会を開催	補助率	標準事業費	
		—	—	
実施期間	令和4～6年度	担当	構造政策課 担い手育成グループ (内線5059、直通017-734-9463)	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。	予算額(千円)		
		(公庫資金)		
		内	国	—
		訳	県	—
		その他	—	
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 等  2 貸付対象者 認定農業者  3 貸付利率 0.55%～1.00% ※R5.3.20現在  4 償還期間 25年以内（うち据置10年以内）  5 貸付限度額 (1) 個人 3億円（特認 6億円） (2) 法人 10億円（特認30億円）  6 融資率 100%	補助率	標準事業費	
		利子分 に対し 国 10/10  （無利子化措置の対象となった場合）	—	
【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。 【令和5年度金利負担軽減措置】 令和5年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から5年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）				
実施期間	平成6年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ （内線4799、直通017-734-9459）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 / 株式会社日本政策金融公庫

事業名		経営体育成強化資金（国庫・継続）		
アピールポイント		認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。		
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的・安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)	(公庫資金)	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	1 貸付対象事業 (1) 農地等の取得 (2) 農業用施設、機械等の取得 (3) 農産物加工処理・流通販売施設 (4) 負債整理 2 貸付対象者 認定農業者以外の担い手 3 貸付利率 1. 00% ※R5.3.20現在 4 償還期間（据置期間） 25年以内（3年以内） 5 貸付限度額 (1) 個人 1億5,000万円 (2) 法人 5億円 6 融資率 80%	補助率	標準事業費	
		—	—	
【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。				
実施期間	平成13年度～	担当	団体経営改善課 農業団体指導グループ (内線4799、直通017-734-9459)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化
実施主体別	市町村	

事業名	機構集積協力金交付事業（国庫・継続）																												
アピールポイント	農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域等に対して、機構集積協力金を交付する。																												
事業の趣旨	地域農業の競争力強化に不可欠な力強い農業構造と生産コストの削減を実現するため、農地中間管理機構に農地の貸付け等を行う地域及び農業者等に対して機構集積協力金を交付し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。	予算額(千円)	178,353																										
		内訳	国	178,353																									
			県	—																									
			その他	—																									
事業の内容等	1 地域集積協力金 機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し交付	補助率	標準事業費																										
		10/10	—																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">機構の活用率（累積）</th> <th rowspan="2">交付単価*</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超40%以下</td> <td>4%超15%以下</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超70%以下</td> <td>15%超30%以下</td> <td>1.6万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超80%以下</td> <td>30%超50%以下</td> <td>2.2万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>80%超</td> <td>50%超80%以下</td> <td>2.8万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td></td> <td>80%超</td> <td>3.4万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機構の活用率（累積）		交付単価*	一般地域	中山間地域	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a	区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a	区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a	区分5		80%超	3.4万円/10a		
	区分		機構の活用率（累積）			交付単価*																							
		一般地域	中山間地域																										
	区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a																									
	区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a																									
	区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a																									
	区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a																									
	区分5		80%超	3.4万円/10a																									
※ 農作業委託の場合、上記の半額																													
2 集約化奨励金 機構を活用して農地集約に取り組む地域に対し交付																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域の団地面積<sup>※1</sup>の割合</th> <th>交付単価<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>10ポイント以上増加</td> <td>1.0万円/10a</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)</td> <td>3.0万円/10a</td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域の団地面積 <sup>※1</sup> の割合	交付単価 <sup>※2</sup>	区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)	3.0万円/10a																				
区分	地域の団地面積 <sup>※1</sup> の割合	交付単価 <sup>※2</sup>																											
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a																											
区分2	20ポイント以上増加 (又は1団地の平均面積が1.5倍以上)	3.0万円/10a																											
※1 同一の耕作者による1ha以上（中山間地及び樹園地については50a以上）の団地面積																													
※2 農作業受託の場合、上記の半額																													
3 経営転換協力金（令和5年度で終了） 離農等により、機構に農地を貸し付けた農業者等に対し交付 交付単価：1.0万円/10a（上限額25万円/1戸）																													
【主な交付要件】																													
1 地域集積協力金：交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること又は地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等																													
2 集約化奨励金：地域の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること等																													
3 経営転換協力金：農地所有者が機構に対して自作地を10年以上貸し付けること等																													
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)																										

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 規模拡大・集団化 / 遊休農地対策
実施主体別	公益社団法人あおもり農業支援センター	

事業名	農地中間管理事業（国庫・継続）			
アピールポイント	<p>（公社）あおもり農業支援センター（農地中間管理機構）が借り受けた農地を、担い手は支援センターからまとまった形で借り受けることができる。</p> <p>特例事業として実施する売買事業では、農地所有者は売渡代金を確実に受け取ることができるほか、税制面の優遇措置が受けられる。</p>			
事業の趣旨	<p>農業経営の規模拡大や農地の集団化等によって農業の生産性の向上を図るために、（公社）あおもり農業支援センターが農地の貸借及び売買を行う。</p>	予算額(千円)	186,735	
		内訳	国	145,053
			県	41,682
			その他	—
事業の内容等	<p>1 農地中間管理事業（貸借）</p> <p>（1）農地を支援センターが借り受け、担い手農家等に貸付け</p> <p>（2）必要な場合には基盤整備等を実施</p> <p>2 農地売買等事業（特例事業）（売買）</p> <p>即売：支援センターが農地を買い入れ、売渡し</p>	補助率	標準事業費	
		—	—	
<p><b>【条件】</b></p> <p>1 農地中間管理事業</p> <p>（1）地域計画の区域内</p> <p>支援センターは、市町村が策定する地域計画の達成に資するよう目標地図に位置付けられた担い手等に農地を貸し付ける。</p> <p>また、地域計画の変更が行われることが確実と市町村が認める場合は、目標地図に位置付けられた担い手等以外にも貸し付けることができる。</p> <p>（2）地域計画の区域外</p> <p>農業委員会の要請等による促進計画案の提出があった場合、その計画案の担い手等に農地を貸し付けることができる。</p> <p>2 農地売買等事業</p> <p>即売の売渡先は、地域計画に位置付けられた者、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者であること。</p>				
実施期間	平成26年度～	担当	構造政策課 農地活用促進グループ (内線5054、直通017-734-9462)	

目的別	農地の利用集積	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 / 農地情報収集・提供
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ソフト）（国庫・継続）			
アピールポイント	土地利用型作物の集団化及び土地利用率向上等により質の高い農用地の利用集積が促進される。また、促進費の交付により農家負担が軽減される。			
事業の趣旨	ほ場整備事業等の実施を契機に、効率的・安定的な農業を営み、将来の農業生産を担うと見込まれる者に対して農用地の利用集積を図る。	予算額(千円)	115,808	
		内訳	国	63,955
			県	51,853
			その他	—
事業の内容等	1 高度土地利用調整事業 (1) 指導事業：利用集積の推進・指導 《事業実施主体》 県 (2) 調査・調整事業：改良区・市町村・農協の土地利用・調整活動 《事業実施主体》 市町村、土地改良区  2 農業経営高度化促進事業 中心経営体の農地集積率に応じて促進費を交付 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		1(1) 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%  1(2) 国50% 中山間地域等 国55%  2 国50%・ 県50% 中山間地域等 国55%・ 県45%	—	
【採択要件】 1 経営体育成基盤整備事業（ハード）と一体 2 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画に基づき集積を進める。 3 県が作成する農用地利用集積促進土地改良整備計画及び農業経営高度化計画に基づき集積を進める。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区：8地区 2 関係市町村：青森市、五所川原市、つがる市、蓬田村、板柳町、中泊町、南部町				
実施期間	平成18年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	経営体育成基盤整備事業（ハード）（国庫・継続）			
アピールポイント	将来の農業生産を担う経営体の育成が見込まれる地域を対象に、経営体の育成を図りつつ、区画整理、農業用排水施設等の水田整備を地域農業のニーズに応じて実施することができる。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に行う。	予算額(千円)	2,318,011	
		内訳	国	1,272,385
			県	637,455
			その他	408,171
事業の内容等	<p>地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況、農地の整備状況等を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施するものであり、次に掲げる1～7の事業のうち2以上（3と5は単独でも可）の事業を実施する。</p> <p>1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫</p> <p>《事業実施主体》 県</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
<p>【採択要件】</p> <p>1 受益面積が20ha以上であること。 2 担い手の農地利用集積率、集約化率の増加及び農地所有適格法人等の育成と併せた農地の利用集積率の増加等。</p> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：21地区 2 関係市町村：青森市、黒石市、五所川原市、つがる市、十和田市、今別町、蓬田村、藤崎町、板柳町、中泊町、深浦町、七戸町、東北町、五戸町、南部町</p>				
実施期間	平成15年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	畑地帯総合整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	畑地帯を総合的に整備することにより、収穫・輸送時の荷傷みが解消され、品質・収益性の向上が図られ、農業経営が安定する。			
事業の趣旨	効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、畑地帯において必要な用排水路施設や農道、区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらには担い手の育成・支援を一体的に実施し、畑作物の生産振興及び担い手の経営安定を図る。	予算額(千円)	120,000	
		内訳	国	60,000
			県	33,000
			その他	27,000
事業の内容等	1 農業生産基盤整備事業 農業用排水施設、農道、客土、暗渠排水、区画整理、除礫、農用地造成、農地保全  2 農業生産基盤整備付帯事業 土壌改良、交換分合等  3 営農環境整備事業 農業集落道、農業集落防災安全施設、用地整備、生態系保全空間整備、営農用水施設、農作業準備休憩施設、農地被害防護施設、地域資源利活用基盤等  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		国 50.0% 県 27.5%		
【採択要件】 1 担い手育成型 (1) 受益面積が概ね20ha以上であること。 2 担い手支援型 (1) 受益面積が概ね30ha以上であること。 (2) 担い手農家戸数割合又は担い手経営面積割合が10%以上であること。 (3) 受益面積のうち3戸以上が担い手であること。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：1地区 2 事業実施地域：青森市				
実施期間	令和3年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積・生産基盤の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 ほ場整備 / 暗渠排水 / 用排水路 / その他（農道、農用地造成）
実施主体別	県	

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、県が基盤整備を実施することができる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を推進することで、機構による担い手への農地の集積・集約化を加速化し、豊かで競争力のある農業の実現に資する。	予算額(千円)	345,396	
		内訳	国	215,872
			県	94,985
			その他	34,539
事業の内容等	担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構が借り入れている農地について、次の事業を実施する。 1 農業用排水施設整備 2 農道整備 3 区画整理 4 農用地造成 5 暗渠排水 6 客土 7 除礫 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		工事費 国 62.5% 県 27.5%	—	
<b>【採択要件】</b> 1 集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 2 事業対象農地のすべてについて、機構が農地中間管理権（土地改良事業計画の公告日から15年以上）を有すること。 3 事業対象農地面積がおおむね10ha以上（中山間地域はおおむね5ha以上）であること。 ※その算入範囲は大字を単位（営農上の一体性がある場合はその範囲） 4 事業対象農地がおおむね1ha以上（中山間地域及び樹園地はおおむね0.5ha以上）のまとまりを有する農地で構成されること。 5 すべての事業対象農地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 6 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50%以上増加すること。 7 事業完了後5年以内（果樹等については10年以内）に収益性が20%以上向上すること。 <b>【令和5年度実施計画等】</b> 1 実施地区数：8地区 2 関係市町村：青森市、弘前市、中泊町、五戸町、藤崎町、田舎館村				
実施期間	令和元年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積 生産基盤の整備 機械・施設の整備	農地売買・貸借 / 農作業受委託 / 規模拡大・集団化 暗渠排水 / 用排水路 / その他(農道・区画拡大等、先進的省力化技術の導入) リース / その他(GNSS基地局の整備、田んぼダム、病害虫対策、交換分合)
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農業法人 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農地耕作条件改善事業 (国庫・継続)			
アピールポイント	農地の大区画化・汎用化など耕作条件の改善を機動的に進め、農地中間管理機構による農地集積・集約化を促進する。また、GNSS基地局の設置や田んぼダムの取組、病害虫対策等を実施できる。			
事業の趣旨	農地中間管理機構による農地集積・集約化を加速するため、畦畔除去等による区画拡大や暗きょ排水整備など多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。	予算額(千円)	625,975	
		内訳	国	563,286
			県	34,925
			その他	27,764
事業の内容等	<p>1 定額助成 (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水 (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設 (6) 土層改良 (7) 更新整備 (8) 条件改善推進費 (9) 高収益作物転換推進費 (10) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成 (1) 農業用排水施設 (2) 暗きょ排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) スマート農業導入支援 (10) 管理省力化支援 (11) 品質向上支援 (12) 条件改善促進支援 (13) 高収益作物導入支援 (14) 指導</p> <p>3 農地集積推進助成</p> <p>《事業実施主体》 農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、農協、農業法人</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国 100% 定率 【県営】 国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%		
<p>【採択要件】</p> <p>1 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等、又は人・農地プランが実質化された区域で農地中間管理機構との連携概要を策定すること。</p> <p>2 地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、病害虫対策計画、又は土地利用調整計画を作成すること。</p> <p>3 総事業費200万円以上であること。</p> <p>4 受益者数2者以上であること。 等</p> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区 : 8地区</p> <p>2 関係市町村: 青森市、八戸市、つがる市、平川市、田舎館村、中泊町</p>				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	農地の利用集積	遊休農地対策
実施主体別	市町村 / 農協 / 任意団体	

事業名	果樹放任園発生防止等対策事業（県単・継続）			
アピールポイント	果樹の放任樹の処理ができる。			
事業の趣旨	果樹の主要病害虫のまん延防止のため、感染源となる放任樹処理対策を実施するとともに、病害虫発生予察などによる防除対策の推進により、果樹園の生産力向上を図る。	予算額(千円)	1,992	
		内訳	国	—
			県	1,992
			その他	—
事業の内容等	1 放任樹処理対策 伐採、抜根、排根、整地、処分  2 放任園発生防止等対策指導 (1) 病害虫発生防止 対策本部の設置運営、研修会及び一斉点検等の開催 (2) 放任園発生防止 発生状況調査、現地指導及び広報活動  《事業実施主体》 1の取組 市町村、農業協同組合、共同防除組合等生産者組織 ※農業協同組合、共同防除組織が実施する場合は、市町村からの間接補助  2の取組 市町村	補助率	標準事業費	
		1の事業 1/2又は 22,342円/10aのいずれか低い額  2の事業 1/2以内	—	
【採択要件】 放任園発生防止等対策指導については、対象市町村の栽培面積がりんごはおおむね100ha以上、その他特産果樹はおおむね5ha以上であること。 【令和5年度実施計画等】 青森市、弘前市ほか				
実施期間	令和4～8年度	担当	りんご果樹課 生産振興グループ (内線5094、直通017-734-9492)	

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水 施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	農地利用効率化等支援交付金（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等による農業機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	119,318	
		内訳	国	119,177
			県	141
			その他	—
事業の内容等	<p>1 融資主体型補助 （1）助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者）、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者 等</p> <p>（2）内容 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>2 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内	<p>上限 300万円 (ただし、目標地図に位置付けられた者のうち経営面積の拡大等を目指す者は上限600万円)</p> <p>先進的農業経営確立支援タイプ 個人 1,000万円 法人 1,500万円</p>	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</p> <p>2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。</p>				
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534)	

目的別	生産基盤の整備	暗渠排水 / 用排水路 / その他（土層改良、区画拡大、田んぼダム）
実施主体別	県 / 市町村 / 土地改良区 / 農協 / 農地中間管理機構 等	

事業名	農業基盤整備促進事業（国庫・継続）			
アピールポイント	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備、田んぼダムの取組、病虫害対策等を実施し、生産効率の向上等を図ることができる。			
事業の趣旨	担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 定額助成  (1) 田の区画拡大 (2) 畑の区画拡大 (3) 暗きょ排水  (4) 湧水処理 (5) 末端畑地かんがい施設  (6) 土層改良 (7) 更新整備  (8) 水田貯留機能向上推進</p> <p>2 定率助成  (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良  (4) 区画整理 (5) 農作業道 (6) 農用地の保全  (7) 調査・調整</p> <p>《事業実施主体》  県、市町村、土地改良区、農協、農地中間管理機構 等</p> <p>※県営事業は、定額助成の(1)と(3)及び定率助成の(1)と(3)のみ</p>	補助率	標準事業費	
		工事費	—	
		定額国	100%	
		定率【県営】	国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業基盤整備計画を作成すること。</li> <li>2 総事業費200万円以上であること。</li> <li>3 受益者数が2者以上であること。</li> <li>4 地区の受益面積が5ha以上であること。  ※県営の場合は受益面積20ha以上</li> </ol> <p>【令和5年度実施計画等】  実施地区なし</p>				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他（補修）
実施主体別	県	

事業名	農業水利施設保全合理化事業（国庫・継続）			
アピールポイント	水管理の効率化・省力化に必要な農業用排水施設の整備を実施するとともに、老朽化した農業水利施設を補修して安全性の向上を図る。			
事業の趣旨	環境との調和にも配慮しつつ、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化等による水管理の省力化を図る。	予算額(千円)	1,013,129	
		内訳	国	553,315
			県	279,641
			その他	180,173
事業の内容等	1 水利施設整備事業（農地集積促進型） （1）農業用排水施設（新設、廃止又は変更） （2）（1）の新設と併せ行う暗きょ排水、客土、区画整理 2 水利施設整備事業（簡易整備型） （1）農業用排水施設の新設、廃止又は変更 （2）給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の設備等 3 実施計画策定事業 （1）水利用調整事業 （2）水利用高度化推進事業 （3）施設計画策定事業 （4）機能保全計画策定事業 《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		診断国 100% 工事国 50.0% 中山間地域等 55.0% 県 27.5%	—	
【採択要件】 1 水利施設整備事業（農地集積促進型） 受益面積20ha以上、水利施設等保全高度化整備計画の策定、事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上向上すること。 2 水利施設整備事業（簡易整備型） 受益面積5ha以上、水利施設保全高度化整備計画の策定、事業費200万円以上、農業者2者以上であること。 3 実施計画策定事業 施設計画策定事業は、施設計画策定事業計画を策定し、事業費が200万円以上であること。機能保全計画策定事業は、末端支配面積が10ha以上であること。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：7地区 2 関係市町村：弘前市、五所川原市、平川市、七戸町、東北町、南部町				
実施期間	平成27年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ （内線4886、直通017-734-9554）	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（農業用排水施設）
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 等	

事業名	農業水路等長寿命化・防災減災事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策をきめ細かく推進する。			
事業の趣旨	農業水利施設の長寿命化のほか、水管理労力軽減、維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において、機能回復や被害発生 の未然防止の取組などを実施し、農業の持続的な発展を図る。	予算額(千円)	1,421,733	
		内訳	国	750,876
			県	418,375
			その他	252,482
事業の内容等	1 長寿命化対策 (1) 機能診断、機能保全計画に基づいた水利施設整備 (2) ハード対策を行うための機能保全計画の策定、実施計画策定、水利用調査・調整、耐震性点検・調査  《事業実施主体》 県、市町村、農協、土地改良区等	補助率	標準事業費	
		ハード国	—	
<p>50.0% 中山間地域等 55.0%</p> <p>県 27.5%、 31%更新型 中山間地域等 30%更新型</p>				
<p>【採択要件】</p> <p>1 長寿命化・防災減災計画を策定していること。</p> <p>2 長寿命化対策・防災減災対策のうちハード対策  (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。  (2) 1地区当たりの受益者数が農業従事者の常時従事者2者以上であること。  (3) 1地区当たりの工事工期が原則3年以内であること（ため池整備は5年以内）。</p> <p>3 長寿命化対策・防災減災対策のうちソフト対策  1地区当たりの事業工期が1年以内であること。</p> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <p>1 実施地区数：21地区</p> <p>2 関係市町村：弘前市、八戸市、五所川原市、三沢市、つがる市、鱒ヶ沢町、板柳町、鶴田町、七戸町、六戸町、五戸町</p>				
実施期間	令和元年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	用排水路 / その他（ダム、頭首工、揚排水機場等）
実施主体別	県	

事業名	基幹水利施設ストックマネジメント事業（国庫・継続）			
アピールポイント	農業水利施設の効率的な更新整備・保全管理により、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する。			
事業の趣旨	土地改良事業により造成されたダム、頭首工、機場、幹線水路等の基幹的な農業水利施設の有効活用を図り、効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、機能保全計画の作成及び当該計画に基づく対策工事を一貫して実施することにより、施設の機能を効率的に保全する。	予算額(千円)	244,643	
		内訳	国	148,890
			県	51,138
			その他	44,615
事業の内容等	1 県営土地改良工事により造成された施設に関する機能保全計画の策定 2 国営造成施設及び県営造成施設の機能保全計画に基づく対策工事の実施 3 国営造成施設及び県営造成施設の突発的事故に対する緊急補修工事  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		診断 国 100%  工事 国 50.0% 県 25%、 29%更新型	—	
【採択要件】 1 既存施設を有効活用する場合で、施設機能の向上を目的としないものであること。 2 機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を選定しており、その50%以上に実施方針を策定していること。 3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること。 4 末端支配面積が100ha以上（田以外20ha以上）であること。 5 緊急補修工事の実施については、2により選定した施設であること。 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：5地区 2 関係市町村：青森市、八戸市、つがる市、平川市、田舎館村				
実施期間	平成21年度～	担当	農村整備課 生産基盤整備グループ (内線4886、直通017-734-9554)	

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県	

事業名	広域営農団地農道整備事業（国庫・継続） 【地方創生整備推進交付金】			
アピールポイント	複数の市町村に跨る広域的な農地団地を対象とした基幹農道の整備が可能である。			
事業の趣旨	農業の振興を図る地域において、農道網を有機的かつ合理的に整備することにより高生産性農業を促進し、農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資する。	予算額(千円)	30,000	
		内訳	国	17,250
			県	9,735
			その他	3,015
事業の内容等	1 広域営農団地育成対策の一環として、都道府県が行う広域営農団地における農道網の基幹となる農道の新設又は改良  《事業実施主体》 県	補助率	標準事業費	
		国 50% 県 39.95%	—	
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受益面積：おおむね1,000ha以上であること。 (離島、振興山村、過疎、急傾斜地帯：300ha以上)</li> <li>2 総事業費：20億円以上であること。</li> <li>3 車道幅員：おおむね5m以上であること。 (離島、振興山村、過疎、急傾斜地帯：4m以上)</li> </ol> <p>【令和5年度実施計画等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施地区数：1地区</li> <li>2 関係市町村：深浦町</li> </ol>				
実施期間	平成17年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555)	

目的別	生産基盤の整備	その他（農道）
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	通作条件整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金、農村整備事業】			
アピールポイント	過疎、半島、振興山村指定地域における基幹農道の整備に当っては、県代行制度を活用することにより地元負担を伴わずに整備が可能である。			
事業の趣旨	農地整備や農業関連施設と関連して農道の整備を行うことにより、地域の通作条件の改善（生産・流通の流れを効率的にする等）を図り、農村環境の改善に資する。	予算額(千円)	1,667,000	
		内訳	国	835,000
			県	592,280
			その他	239,720
事業の内容等	1 都道府県が行う基幹的農道の新設又は改良 2 既設農道の点検診断に伴う更新整備及び整備水準向上を図る保全対策 《事業実施主体》 県、市町村	補助率	標準事業費	
		県営 国 50% 県 50%～ 25%  団体営 国 50%	—	
【採択要件】 1 受益面積：おおむね50ha以上であること。 （振興山村、過疎、半島：おおむね30ha以上） 2 総事業費：基幹農道整備は1億円以上であること。 一般農道整備は5千万円以上であること。 保全対策は3千万円以上であること。 3 幅員：基幹農道整備は、車道幅員がおおむね4.0m以上であること。 （離島、振興山村、半島：おおむね3.0m以上） 一般農道整備は、全幅員がおおむね4.5m以上であること。 （特豪、振興山村、過疎、半島、急傾斜地帯：概ねおおむね4.0m以上） 【令和5年度実施計画等】 1 実施地区数：24地区 2 関係市町村：弘前市他18市町村				
実施期間	平成22年度～	担当	農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】			
アピールポイント	農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等ができる。			
事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,572	
		内訳	国	2,572
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組 等</li> </ul> <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組 等</li> </ul> <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組</li> </ul> <p>《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体 等</p>	補助率	標準事業費	
		定額	定額	
		1/2以内		
<p>【採択要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。</li> <li>2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。</li> <li>3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1の取組を実施すること。</li> <li>(2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に参加すること。</li> <li>(3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に参加すること。</li> <li>(4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。</li> </ul> </li> </ol>				
実施期間	令和3～7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5077、直通017-734-9485)	

### Ⅲ 参 考

課及び地域県民局ごとの事業一覧

農林水産部の出先機関一覧及び組織図

<参考> 課及び地域県民局ごとの事業一覧

1 農林水産政策課		
強い農業づくり等産地条件整備事業	国・継	8
現場解決型「ドクター」派遣制度	他・継	34
農山漁村女性が伝え継ぐ青森の食と技魅力創造事業	国・継	35
女性起業課題解決・活躍促進事業	国・継	38
農福の輪を広げる人財育成推進事業	国・継	50
「スマート農業」技術実装加速化推進事業	県・継	60
「青森県攻めの農林水産業賞」表彰事業	県・継	61
2 総合販売戦略課		
6次産業化ネットワーク活動事業	国・継	9
あおもり食品産業強化サポート事業	県・継	51
アフターコロナに対応した青森産品販路拡大事業のうち 「青森の正直」Web商談会	国・継	67
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	国・継	68
トップブランド商品創出事業	県・継	69
3 食の安全・安心推進課		
鳥獣被害防止総合対策事業	国・継	10
有機農業等推進事業	国・継	39
グリーンな栽培体系への転換サポート事業	国・継	40
有機転換推進事業	国・新	41
「土の見える化」が拓く農業生産ステップアップ事業	国・継	42
環境保全型農業直接支払交付金	国・継	43
市町村等農林水産物放射性物質調査事業	県・継	44
農林水産物加工品放射性物質調査事業	県・継	45
4 団体経営改善課		
農業改良資金	国・継	54
農業近代化資金	県・継	55
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	国・継	70
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	国・継	81
経営体育成強化資金	国・継	82
5 構造政策課		
農山漁村振興交付金	国・継	11
青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業	県・継	12
集落営農活性化プロジェクト促進事業	国・継	13
地域計画策定推進緊急対策事業	国・新	52
農業経営・就農支援体制整備推進事業	国・継	71
あおもり型農泊誘客拡大事業	県・継	73
あおもり新農業人サポート事業のうち 非農家出身者再チャレンジ支援事業及び青森県新規就農メンター制度	県・継	74
新規就農者育成総合対策事業	国・継	75
あおもり新農業人サポート事業のうち若手農業トップランナーの育成	県・継	78
農村地域のマルチワークモデル創出事業	県・継	79
農業分野における県外人材の受入体制づくり支援事業	県・新	80
機構集積協力金交付事業	国・継	83
農地中間管理事業	国・継	84
農地利用効率化等支援交付金	国・継	91

6 農産園芸課		
産地生産基盤パワーアップ事業〔稲作〕	国・継	14
産地生産基盤パワーアップ事業〔畑作野菜〕	国・継	15
野菜等産地力強化支援事業	県・継	46
産地生産基盤パワーアップ事業（麦・大豆機械導入対策）	国・新	62
麦・大豆生産技術向上事業	国・継	63
施設園芸セーフティネット構築事業	国・継	64
水田活用の直接支払交付金【産地交付金】	国・継	65
園芸産地における事業継続強化対策事業	国・継	98
7 りんご果樹課		
産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）〔果樹〕	国・継	16
果樹経営支援対策事業	国・継	17
果樹未収益期間支援事業	国・継	18
産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）	国・継	19
特産果樹産地育成・ブランド確立事業	県・継	66
果樹放任園発生防止等対策事業	県・継	90
8 畜産課		
畜産経営支援体制確立事業	県・継	20
畜産経営基盤の継承支援事業	県・継	21
草地畜産基盤整備事業	国・継	47
酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業	国・継	76
9 農村整備課		
多面的機能支払交付金	国・継	22
中山間ふるさと水と土保全対策事業	他・継	36
中山間地域総合整備事業	国・継	37
中山間ふるさと水と土保全推進事業	他・継	56
中山間地域等直接支払交付金	国・継	57
農業集落排水事業	国・県・継	58
集落基盤整備事業	国・継	59
経営体育成基盤整備事業（ソフト）	国・継	85
経営体育成基盤整備事業（ハード）	国・継	86
畑地帯総合整備事業	国・継	87
農地中間管理機構関連農地整備事業	国・継	88
農地耕作条件改善事業	国・継	89
農業基盤整備促進事業	国・継	92
農業水利施設保全合理化事業	国・継	93
農業水路等長寿命化・防災減災事業	国・継	94
基幹水利施設ストックマネジメント事業	国・継	95
広域営農団地農道整備事業	国・継	96
通作条件整備事業	国・継	97
10 国際経済課		
青森産品輸出基盤強化事業	県・継	23
輸出市場販路開拓・拡大支援事業	県・継	24

1 1 東青地域県民局地域農林水産部 東青地域新規就農サポート強化事業	県・継	25
1 2 中南地域県民局地域農林水産部 中南型りんご高密度植わい化栽培導入推進事業	県・新	26
森林を活かした中南地域山村振興事業	県・継	53
「T S U G A R Uうるし」造成拡大推進事業	県・継	72
1 3 三八地域県民局地域農林水産部 三八にんにく産地ステージアップ事業	県・継	48
三八地域肉用子牛生産推進事業	県・継	49
三八新規就農者定着支援事業	県・継	77
1 4 西北地域県民局地域農林水産部 未来をつくる西北型水田農業強化事業	県・継	27
「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業	県・新	28
1 5 上北地域県民局地域農林水産部 持続可能な中部上北スタイル水田農業推進事業	県・新	29
次代に引き継ぐ上北地域集落営農活性化事業	県・新	30
上北の公共牧場を活用した広域飼料供給体制構築事業	県・継	31
1 6 下北地域県民局地域農林水産部 新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業	県・継	32
下北の持続的水田農業構築事業	県・新	33

## 青森県農林水産部出先機関一覧

### 東青地域県民局地域農林水産部

〒030-0861  
青森市長島二丁目10-3 (青森フコク生命ビル)

- ◎指導調整課  
電話 017-734-9960  
FAX 017-734-8305
- ◎農業普及振興室  
電話 017-734-9990  
FAX 017-734-8305
- ◎林業振興課  
電話 017-734-9962  
FAX 017-734-8305
- ◎農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課  
電話 017-734-9992  
FAX 017-734-8312
  
- ◎青森家畜保健衛生所  
〒030-0134  
青森市大字合子沢字松森395-26  
電話 017-764-1744  
FAX 017-728-0335
  
- ◎東青地方水産事務所  
〒030-0901  
青森市港町二丁目22-4  
電話 017-765-2520  
FAX 017-765-2521

### 中南地域県民局地域農林水産部

〒036-8345  
弘前市大字蔵主町4

- ◎指導調整課  
電話 0172-32-7223  
FAX 0172-32-8544
- ◎農業普及振興室  
電話 0172-33-2902  
FAX 0172-34-4390
- ◎りんご農産課  
電話 0172-32-3305
- ◎林業振興課  
電話 0172-33-3857
- ◎管理課、農村計画課、農道ほ場整備課、水利防災課  
電話 0172-33-6052  
FAX 0172-32-4234
  
- ◎農業普及振興室黒石分室  
〒036-0522  
黒石市田中82-9  
電話 0172-52-4335  
FAX 0172-53-4114

### 三八地域県民局地域農林水産部

〒039-1101  
八戸市大字尻内町字鴨田7

- ◎指導調整課  
電話 0178-27-4024  
FAX 0178-23-2801
- ◎農業普及振興室  
電話 0178-23-3794  
FAX 0178-27-3323
- ◎畜産課  
電話 0178-27-5111 (内線232)  
FAX 0178-23-3323
- ◎林業振興課  
電話 0178-23-3595  
FAX 0178-23-2801
  
- ◎農業普及振興室三戸分室  
〒039-0134  
三戸郡三戸町大字同心町字同心町平54-7  
電話 0179-23-3264  
FAX 0179-23-3274
  
- ◎指導調整担当、管理課、農村計画課、  
農道ほ場整備課、水利防災課  
〒039-1101  
八戸市大字尻内町字八百刈20-3  
電話 0178-27-1211  
FAX 0178-27-1286

### ◎八戸家畜保健衛生所

〒039-1101  
八戸市大字尻内町字毛合清水7-2  
電話 0178-27-7415  
FAX 0178-27-7418

### ◎三八地方水産事務所

〒039-1161  
八戸市大字河原木字北沼1-131  
(三八地域県民局 みなと分庁舎3階)  
電話 0178-21-1185  
FAX 0178-20-1108

### 西北地域県民局地域農林水産部

〒037-0046  
五所川原市栄町10 (五所川原合同庁舎)

- ◎指導調整課  
電話 0173-35-2345  
FAX 0173-33-1345
- ◎農業普及振興室  
電話 0173-35-5719  
FAX 0173-33-1345
- ◎りんご農産課  
電話 0173-34-2111 (内線239)  
FAX 0173-33-1345

◎指導調整担当、畜産課、林業振興課  
〒038-2753  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸384-37  
電話 0173-72-6611  
FAX 0173-72-6618

◎農業普及振興室つがる分室  
〒038-3146  
つがる市木造桜木9-1  
電話 0173-42-2222  
FAX 0173-42-2272

◎指導調整担当、管理課、水利防災課  
〒038-3137  
つがる市木造若宮9-1（農村整備つがる庁舎）  
電話 0173-42-4343  
FAX 0173-42-6294

◎指導調整担当、農村計画課、農道ほ場整備課  
〒037-0003  
五所川原市大字吹畑字藤巻24-12  
（農村整備五所川原庁舎）  
電話 0173-35-7171  
FAX 0173-35-7174

◎つがる家畜保健衛生所  
〒038-3151  
つがる市木造若竹2-1  
電話 0173-42-2276  
FAX 0173-42-6087

◎西北地方水産事務所 管理課、建設課  
〒038-2753  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町246-3  
（漁港漁場整備庁舎）  
電話 0173-72-2345  
FAX 0173-72-3445

◎西北地方水産事務所 水産普及課  
〒038-2761  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴沢384-37  
（鰺ヶ沢庁舎）  
電話 0173-72-4300  
FAX 0173-72-7251

上北地域県民局地域農林水産部  
〒034-0093  
十和田市西十二番町20-12

◎指導調整課  
電話 0176-23-5388  
FAX 0176-22-9161

◎農業普及振興室  
電話 0176-23-4281  
FAX 0176-25-7242

◎畜産課  
電話 0176-22-8111（内線224）  
FAX 0176-22-9161

◎林業振興課  
電話 0176-24-3379  
FAX 0176-22-9161

◎農業普及振興室三沢分室  
〒033-0024  
三沢市東岡三沢一丁目1-7  
電話 0176-53-2498  
FAX 0176-53-8539

◎指導調整担当、管理課、農村計画課、  
農道ほ場整備課、水利防災課  
〒034-0082  
十和田市西二番町10-21  
電話 0176-23-5245  
FAX 0176-22-3929

◎十和田家畜保健衛生所  
〒034-0093  
十和田市西十二番町19-23  
電話 0176-23-6235  
FAX 0176-23-3044

下北地域県民局地域農林水産部  
〒035-0073  
むつ市中央一丁目1-8

◎指導調整課、畜産課  
電話 0175-22-3211  
FAX 0175-22-3212

◎農業普及振興室  
電話 0175-22-2685  
FAX 0175-22-3212

◎林業振興課  
電話 0175-23-6855  
FAX 0175-23-5887

◎農村整備課  
電話 0175-22-3225  
FAX 0175-22-3212

◎むつ家畜保健衛生所  
〒035-0072  
むつ市金谷二丁目18-25  
電話 0175-22-1254  
FAX 0175-22-1259

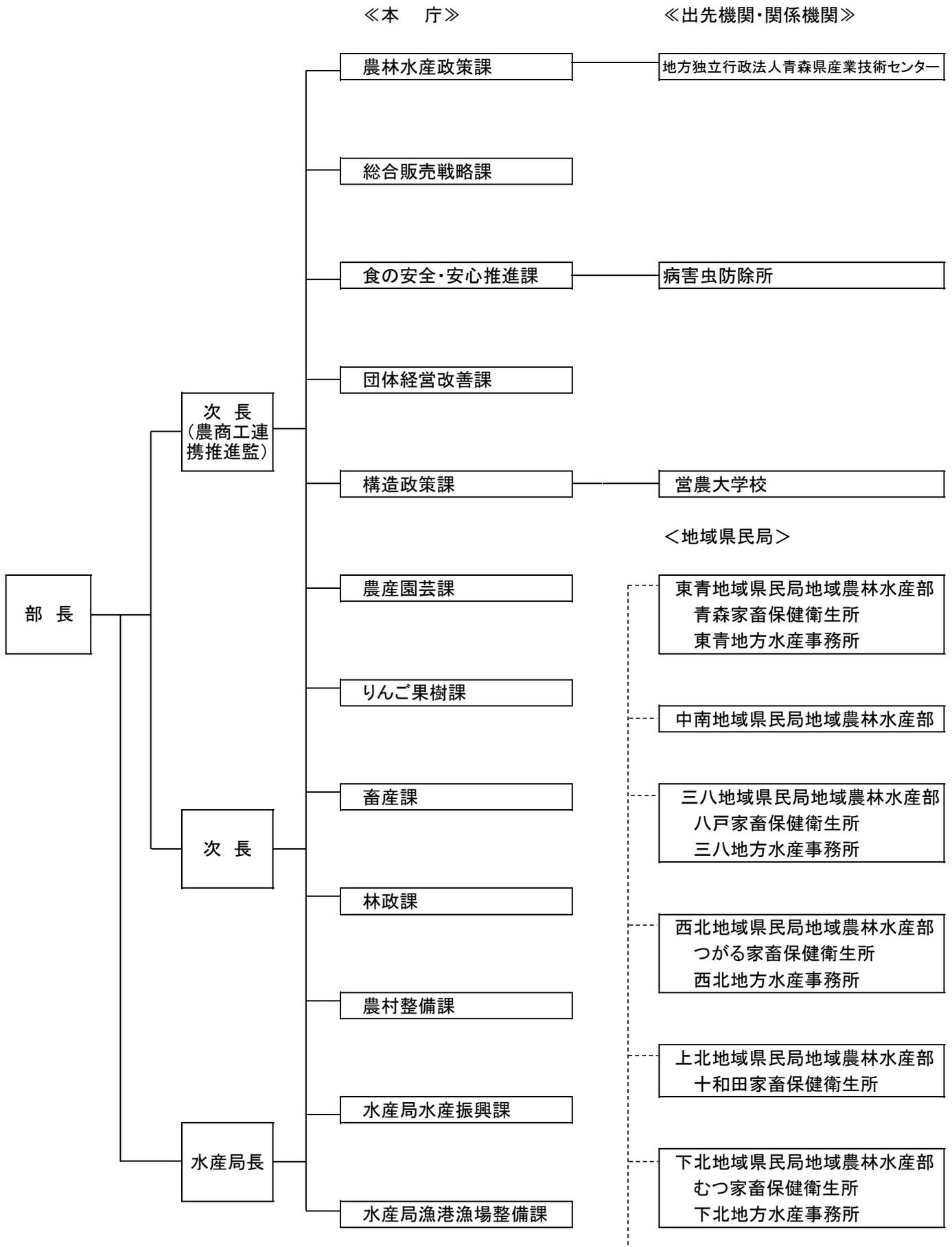
◎下北地方水産事務所  
〒035-0073  
むつ市中央一丁目1-8  
電話 0175-22-9732  
FAX 0175-22-8626

青森県病害虫防除所  
〒030-0113  
青森市第二問屋町4-11-6  
電話 017-729-1717  
FAX 017-729-1900

青森県営農大学校  
◎総務課、教務研修課、農産園芸課、畜産課  
〒039-2598  
上北郡七戸町字大沢48-8  
電話 0176-62-3111  
FAX 0176-62-3986

# 青森県農林水産部組織図

令和5年4月1日現在



## 令和5年度農業構造政策推進ハンドブック

---

令和5年7月

発行・編集 青森県農林水産部

〒030-8570

青森市長島1-1-1

TEL (017) 722-1111

構造政策課(内線5054)(編集担当)

---